



パチンコホール

分煙環境整備マニュアル



目次

[はじめに]

- P 1 改正健康増進法 全面施行 2020年4月からできること
- P 2 分煙環境に必要な基準
- P 3 パチンコホールが可能な分煙スタイル
 - 1. 1フロアでの分煙
 - 2. 多層階でのフロア分煙
 - 3. バックオフィスでの分煙

[分煙環境整備に伴う検討フロー]

- P 7 分煙環境整備に伴う検討フロー
 - 1. 1フロア店舗
 - 2. 多層階店舗
- P 10 分煙スタイル

[分煙環境整備のための3ステップ]

- P 19 分煙環境整備のための3ステップ
- P 20 分煙環境を整える際の確認項目

[事例店舗]

- P 25 [加熱式たばこエリア（喫煙室）] リっちらんど上尾店
- P 28 [加熱式たばこエリア] ぱちんこ大学 東久留米店
- P 30 [喫煙室] ぱちんこ大学 A館（久米川店）
- P 32 [喫煙ブース] 一般社団法人日本遊技関連事業協会

[改正健康増進法]


- P 3 4 技術的基準を満たした排気風量の求め方
- P 3 5 [参考] 喫煙室 + 加熱式たばこエリアを設けた場合の入口風速
- P 3 6 [参考] フロア分煙での入口風速
- P 3 7 技術的基準を満たせない場合の経過措置
- P 3 8 標識の掲示義務

[風営法観点からのポイント]

- P 4 0 分煙設備を整える際の風適法観点からのポイント

[参考資料]

- P 4 6 [参考] 改正健康増進法
- P 4 8 [参考] 喫煙室の面積の考え方
- P 4 9 [参考] たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例
- P 5 3 [参考] 脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例
- P 6 0 [参考] 受動喫煙防止対策助成金
- P 6 4 [参考] 従業員に対する受動喫煙対策
- P 6 6 [参考] 受動喫煙対策に関する問合せ先
- P 6 7 [参考] 改正健康増進法に係る政省令 抜粋
- P 6 8 [参考] 改正健康増進法の施行に関する Q&A 抜粋

 本マニュアルは、パチンコホール法人が店舗状況に合わせて分煙環境を整える際の参考資料です。分煙環境整備に伴う設計および施工、並びに行政機関への各種申請、届出等については、事業者の責任において、行っていただくものとなりますので、予めご了承ください。





改正健康増進法 全面施行 2020年4月からできること

2020年4月から全面施行される改正健康増進法において、パチンコホール（第二種施設に該当）では喫煙ルールが変わり、原則屋内禁煙となります。しかし、ホール内では以下の対応を取ることで現状に近い遊技環境を提供し、たばこを吸う人と吸わない人どちらのニーズにも応えることが可能です。



※1 加熱式たばこエリアの設置が可能 遊技しながら加熱式たばこの使用が可能



※2 喫煙室の設置が可能 遊技しながらの紙巻きたばこの喫煙は不可

※喫煙室の設置場所によっては、所轄警察署への構造変更届などの申請を行う必要がある場合があります。
※喫煙室内での飲料等の自動販売機の設置は不可

注意事項



■ 標識掲示の義務

①店舗の主な出入口 ②喫煙できる場所の出入口 ※標識の内容については P38 参照

■ 喫煙室及び加熱式たばこエリアへの 20歳未満の入場は不可（従業員含む）

■ バックオフィスも上記 ①② と同様 ※標識掲示の義務もあります

■ 本件の指導は、警察ではなく、保健所が実施

※3
2018年ファンアンケートによると、喫煙率は約55%となっており、パチンコホールにおける遊技者及び従業員の喫煙状況を考慮すると、分煙環境を整備すること（加熱式たばこエリアや喫煙室の設置）は、ファン離れ等の対策にも有効と考えられます。

分煙環境整備にあたっては、本マニュアルをご活用いただき、設備担当者及び担当の行政書士へ相談の上、関係法令に抵触しないようご注意ください。必要とされている具体的な基準については、次ページ以降で説明させていただきます。

※1 「加熱式たばこエリア」とは、改正健康増進法における指定たばこ専用喫煙室のことを指す

※2 「喫煙室」とは、改正健康増進法における喫煙専用室のことを指す

※3 出典：2018年パチンコ・パチスロファンアンケート調査（一般社団法人日本遊技関連事業協会）



分煙環境に必要な要件

1 たばこの煙の流出を防止するための技術的基準

加熱式たばこエリアや喫煙室を設置する際には、たばこの煙の流出を防止するために以下3つの技術的基準を満たす必要があります。パチンコホールでもこの3つの条件を満たさなければいけません。

- 1 入口風速 0.2 m / 秒以上
※のれん、カーテン等による工夫も可
- 2 壁・天井等による区画
※床面から天井まで仕切られていること
- 3 屋外又は外部の場所に排気

※紙巻たばこ等と加熱式たばこは同様の技術的基準

※③について、屋外排気ができない場合、経過措置を取ることができます。経過措置については P37 を参照ください。

2 標識の掲示義務

1 掲示場所

喫煙室等を設置する場合、以下の場所に標識を掲示する義務があります。

- ① 喫煙が出来る場所の出入口
- ② 施設の主な出入口

2 掲示内容

標識には、「喫煙することができる場所である旨」「20歳未満の者の立入を禁止している旨」を記載しなければなりません。

※屋内排気型喫煙ブースを設置している場合、以下掲示内容に加え、「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し、(喫煙専用室等の) 室外に排気している」旨を記載してください。

[掲示内容サンプル]

① 喫煙が出来る場所の出入口



② 施設の主な出入口



※上記掲示内容サンプル以外の表示例は、P38 をご参照ください



パチンコホールが可能な分煙スタイル

1 1フロアでの分煙

パチンコホールの基本的な分煙スタイルは、以下となります。

A

全面禁煙

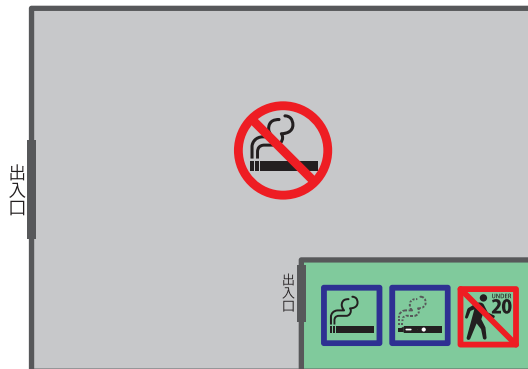
現状のまま、分煙環境を整備せずに全面禁煙とするスタイル。



B

喫煙室

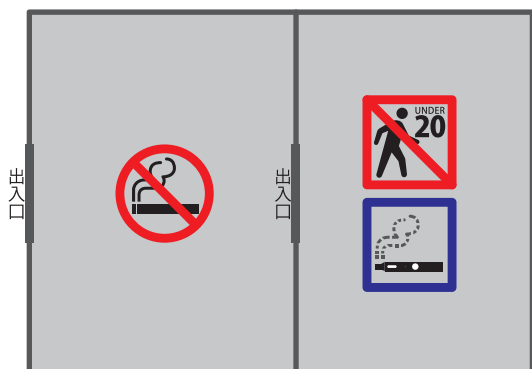
遊技者の利便性を考慮し、施設内に喫煙室を設置するスタイル。



C

加熱式たばこエリア

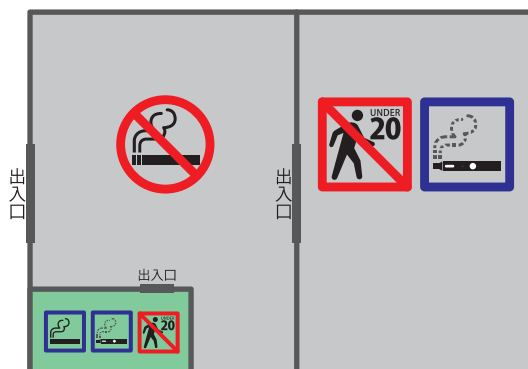
遊技しながら加熱式たばこの使用できるエリアを設けたスタイル。



D

喫煙室 + 加熱式たばこエリア

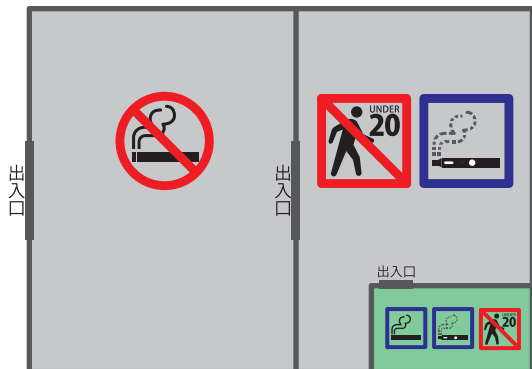
遊技しながら加熱式たばこが使用できるエリアとは別に喫煙室を設置したスタイル。



E

加熱式たばこエリア（喫煙室）

店舗オペレーション上の利便性を考慮し、加熱式たばこエリアに喫煙室を設置したスタイル。



F

敷地屋外に喫煙スペース

屋外の敷地を有効利用し、喫煙スペースを設置したスタイル。



※スタイルA～H 全てにおいて併用可能

※上図は、客席部分となります。この他に事業所内（バックオフィス）に従業員向け喫煙所を設置することができます。
※喫煙エリアには、20歳未満の方の入場ができなくなります（従業員の方も同様）。

アイコン説明



遊技可能エリア



遊技不可



禁煙



紙巻たばこ等喫煙可



加熱式たばこ使用可



20歳未満の者の立入禁止



パチンコホールが可能な分煙スタイル

2 多層階でのフロア分煙

多層階での分煙スタイルは、構造によって多岐にわたります。

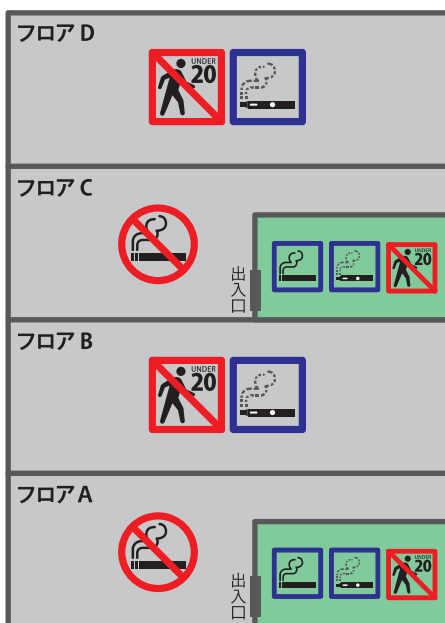
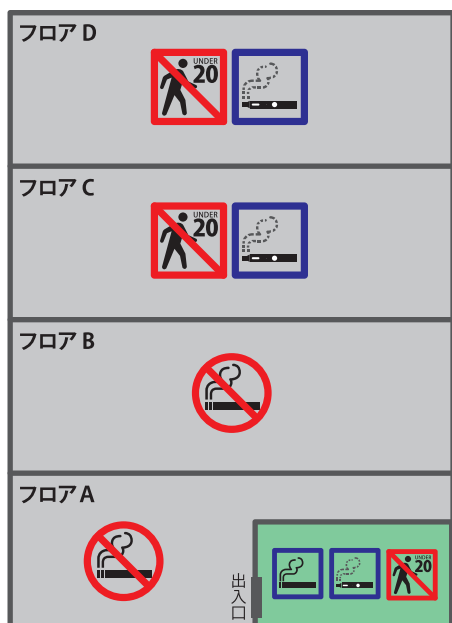
G 2階建てにおけるフロア分煙スタイル例

加熱式たばこフロアと禁煙フロアを分けたスタイルやフロアに喫煙室を設置したスタイル。



H 3階建て以上の建物におけるフロア分煙スタイル例

3階建て以上の構造の場合、幾つかのフロア分煙スタイルがあります。



I 吹抜け構造

吹抜け構造の場合、フロアの境界の構造によっては以下のようなカタチを取る必要があります。



アイコン説明



遊技可能エリア



遊技不可



禁煙



紙巻たばこ等喫煙可



加熱式たばこ使用可



20歳未満の者の立入禁止

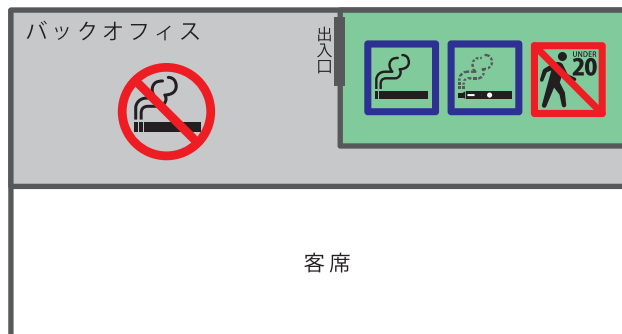


パチンコホールが可能な分煙スタイル

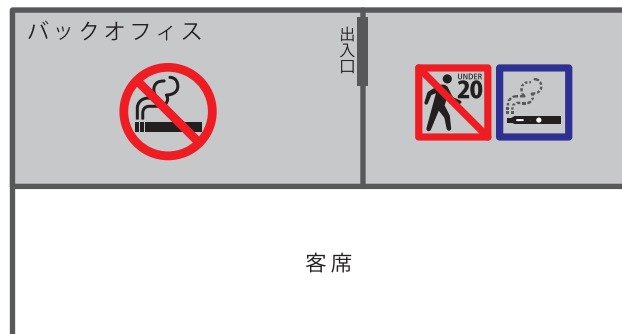
3 バックオフィスでの分煙

改正健康増進法では、バックオフィスも対象となり、同様の技術的基準が必要となります。

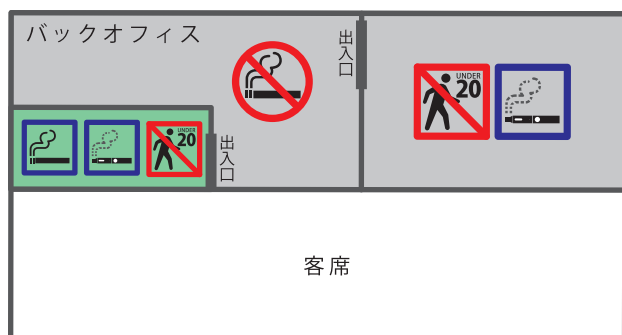
J バックオフィスに喫煙室



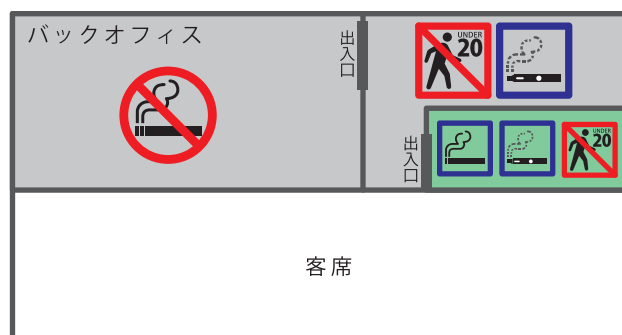
K バックオフィスに加熱式たばこエリア



L バックオフィスに喫煙室+加熱式たばこエリア



M バックオフィスに加熱式たばこエリア (喫煙室)



アイコン説明



執務可能エリア



執務不可



禁煙



紙巻たばこ等喫煙可



加熱式たばこ使用可



20歳未満の者の立入禁止



分煙環境整備に伴う検討フロー



分煙スタイルはお決まりですか？

次ページからは、分煙スタイルごとにポイントを説明させていただきます。

1フロアのお店ですか？
それとも多層階のお店ですか？



1フロアのお店



P8 を御覧ください

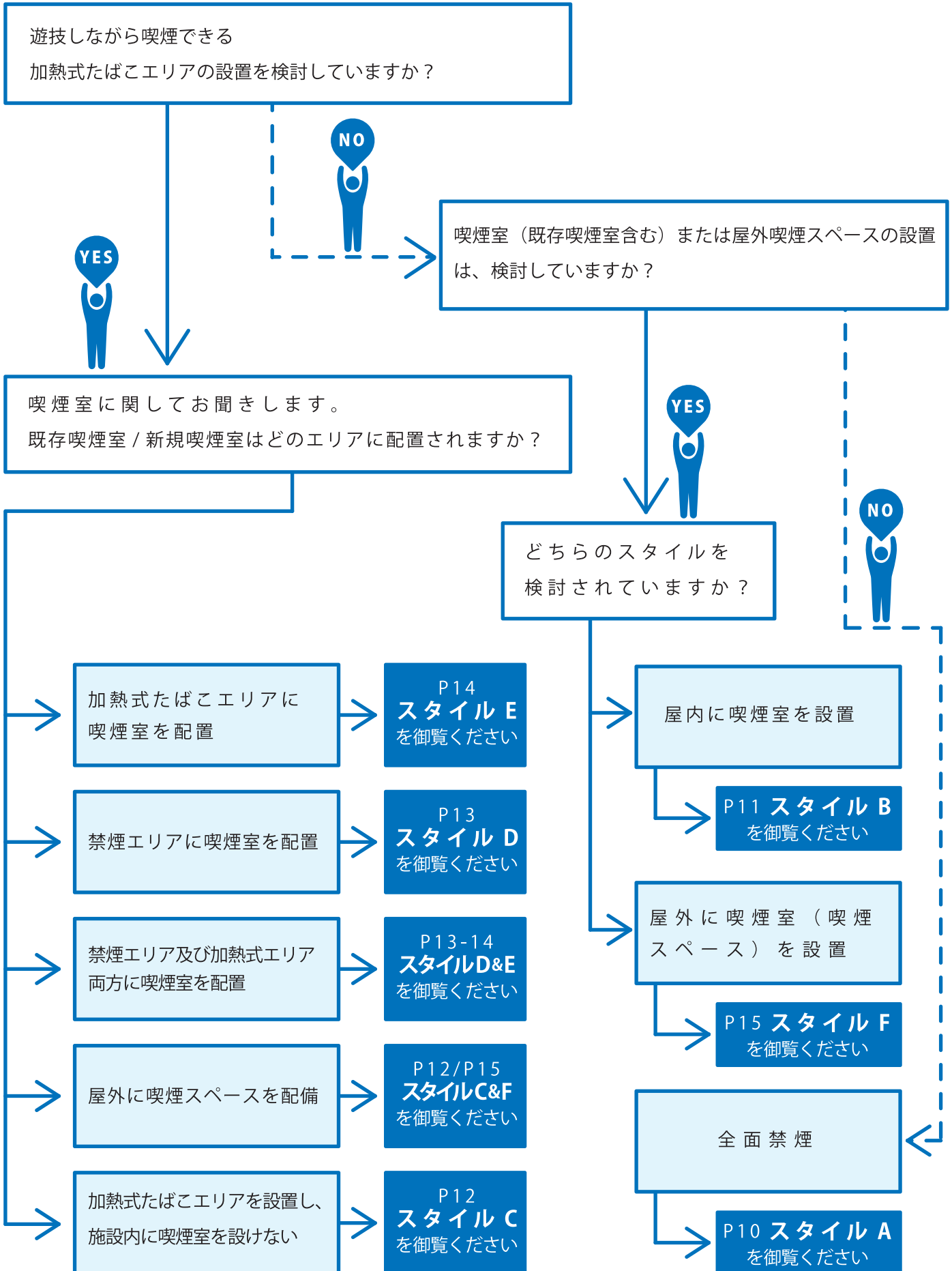
○階建ての
多層階店舗



P9 を御覧ください



分煙環境整備に伴う検討フロー／1フロア店舗





分煙環境整備に伴う検討フロー／多層階店舗

多層階店舗で分煙を検討されている方に質問です。
フロア毎での分煙を検討していますか？

YES

NO

喫煙室（既存喫煙室含む）または屋外喫煙スペースの設置は、検討していますか？

検討されているパチンコホールの構造は以下のどれですか？
① 2階建て構造、② 3階建て以上構造、③ 多層階だが吹き抜け

YES

どちらのスタイルを検討していますか？

NO

1

2階建て構造

P16
スタイル G
を御覧ください

2

3階建て以上構造

P17
スタイル H
を御覧ください

3

多層階だが吹き抜け構造

P18
スタイル I
を御覧ください

吹き抜け構造の場合、フロア分煙ができません。
P18 スタイル I を参考に、建築担当者や協力会社に技術的基準を満たした分煙環境を相談ください。

屋内に喫煙室を設置

P11 スタイル B
を御覧ください

屋外に喫煙室（喫煙スペース）を設置

P15 スタイル F
を御覧ください

全面禁煙

P10 スタイル A
を御覧ください



分煙スタイル **A** 全面禁煙

レイアウト例



喫煙に関する項目

	全 面
紙巻たばこ等の喫煙	NG
加熱式たばこの使用	NG
遊技等	OK
20歳未満の者の立入	OK
標識の掲示義務	なし
煙の流出防止措置	なし

標識掲示例



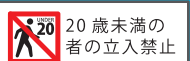
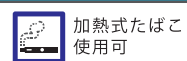
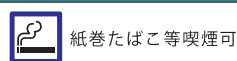
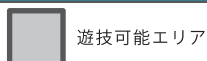
留意事項

- 遊技については、これまでの運用が可能です。
- 標識の掲示義務はありませんが、「禁煙」であることを掲出したほうがお客様には分かりやすい場合があります。
- 島設備などの灰皿などは撤去する必要があります。撤去していない場合、罰則が発生する恐れがあります。
- 遊技客の喫煙率を考慮すると、敷地内の屋外に灰皿を設けたほうが良い場合があります。この場合は、「望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮する」という配慮義務に則って、喫煙環境を整えるようにしてください。

[ビル型などの多層階において]

- 多層階の各フロアごとの分煙についても同様の内容となります。

アイコン説明

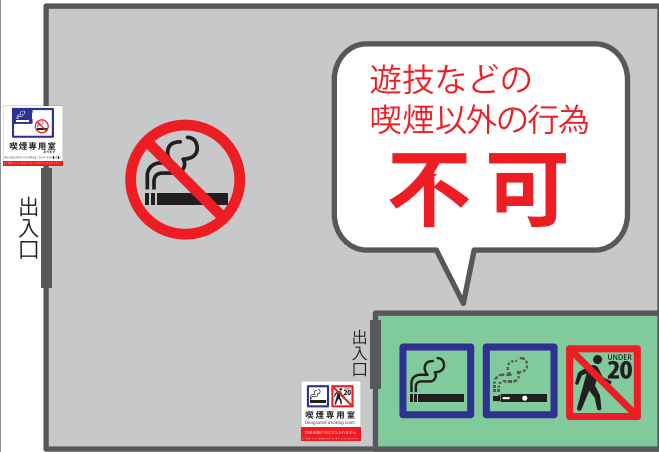




パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイル **B** 喫煙室

レイアウト例



喫煙に関する項目

	喫煙室	喫煙室以外
紙巻たばこ等の喫煙	OK	NG
加熱式たばこの使用	OK	NG
遊技等	NG	OK
20歳未満の者の立入	NG	OK
標識の掲示義務	あり	あり
煙の流出防止措置	あり	—

標識掲示例

施設出入口



喫煙室前



留意事項

- 既存及び新規喫煙室ともに煙の流出防止措置が必要です。
 - 既存喫煙室を流用する場合でも、顧客の喫煙率によっては、広さが足りない場合がありますので、改めて必要な喫煙室のサイズや設置数を検討してください。
 - 喫煙室の設置場所については、施設内の壁側で、見通しを妨げない場所に設置するようにしてください。
 - 喫煙室内での飲料等の自動販売機の設置は不可です。
- [ビル型などの多層階において]
- 多層階の各フロアごとの分煙についても同様の内容となります。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明

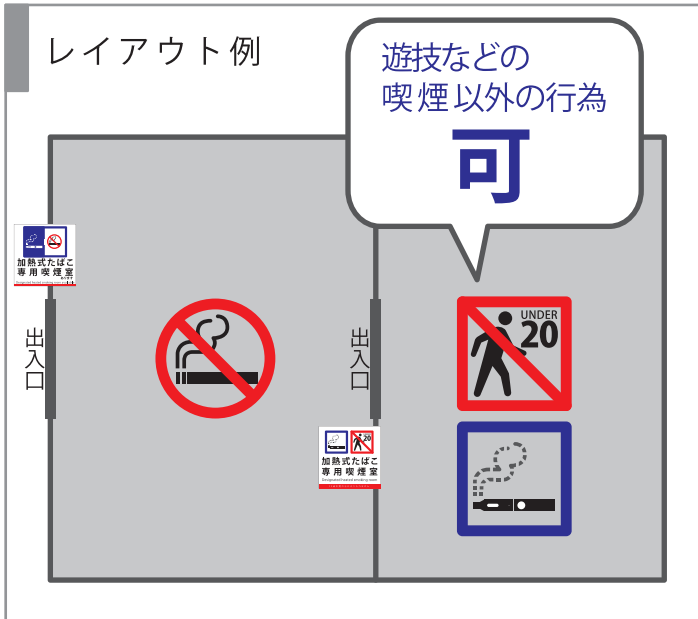




パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイル C 加熱式たばこエリア

※敷地内に喫煙室なし



喫煙に関する項目

	加熱式たばこエリア	加熱式たばこエリア以外
紙巻たばこ等の喫煙	NG	NG
加熱式たばこの使用	OK	NG
遊技等	OK	OK
20歳未満の者の立入	NG	OK
標識の掲示義務	あり	あり
煙の流出防止措置	あり	—

標識掲示例

施設出入口



喫煙室前



留意事項

■加熱式たばこエリアと禁煙エリアとの境界に、煙の流出防止措置が必要です。必要な設備に関しては、お取引されている協力会社や設備担当者にお問合せください。

■禁煙エリアに以下設備を配置してください。

- ①店舗出入口、②トイレ、③景品カウンター
- ④バックオフィス など

[ビル型などの多層階において]

■多層階の各フロアごとの分煙についても同様の内容となります。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明

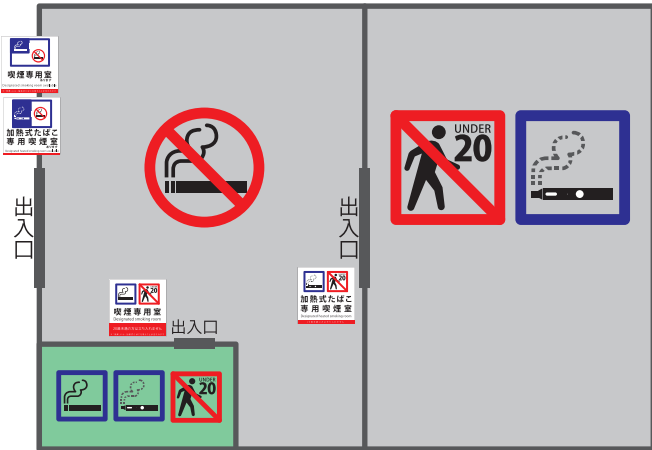




パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイルD 喫煙室 + 加熱式たばこエリア

レイアウト例



喫煙に関する項目

	喫煙室	加熱式たばこエリア	喫煙室・加熱式たばこエリア以外
紙巻たばこ等の喫煙	OK	NG	NG
加熱式たばこの使用	OK	OK	NG
遊技等	NG	OK	OK
20歳未満の者の立入	NG	NG	OK
標識の掲示義務	あり	あり	あり
煙の流出防止措置	あり	あり	—

標識掲示例

施設出入口



加熱式たばこエリア前



喫煙室前



留意事項

- 加熱式たばこエリアと禁煙エリアとの境界に、煙の流出防止措置が必要です。必要な設備に関してはお取引されている協力会社や設備担当者にお問合せください。
このスタイルの場合、以下境界が考えられます。
①加熱式エリアと禁煙エリア
②喫煙室と禁煙エリア
 - 禁煙エリアに以下設備を配置してください。
①店舗出入口、②トイレ、③景品カウンター
④バックオフィス など
 - 喫煙室内での飲料等の自動販売機の設置は不可です。
- [ビル型などの多層階において]
- 多層階の各フロアごとの分煙についても同様の内容となります。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明

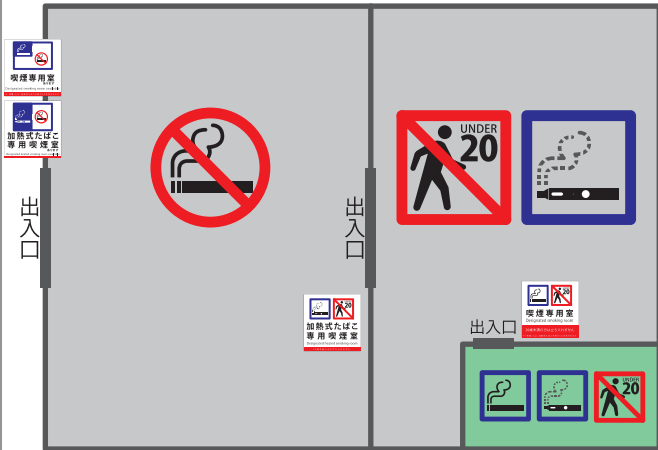




パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイル E 加熱式たばこエリア (喫煙室)

レイアウト例



喫煙に関する項目

	喫煙室	加熱式たばこエリア	喫煙室・加熱式たばこエリア以外
紙巻たばこ等の喫煙	OK	NG	NG
加熱式たばこの使用	OK	OK	NG
遊技等	NG	OK	OK
20歳未満の者の立入	NG	NG	OK
標識の掲示義務	あり	あり	あり
煙の流出防止措置	あり	あり	—

標識掲示例

施設出入口



加熱式たばこエリア前



喫煙室前



留意事項

- 加熱式たばこエリアと禁煙エリアとの境界に、煙の流出防止措置が必要です。必要な設備に関しては、お取引されている協力会社や設備担当者にお問合せください。
 - 禁煙エリアに以下設備を配置してください。
 - ①店舗出入口、②トイレ、③景品カウンター
 - ④バックオフィス など
 - 喫煙室内での飲料等の自動販売機の設置は不可です。
- [ビル型などの多層階において]
- 多層階の各フロアごとの分煙についても同様の内容となります。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明

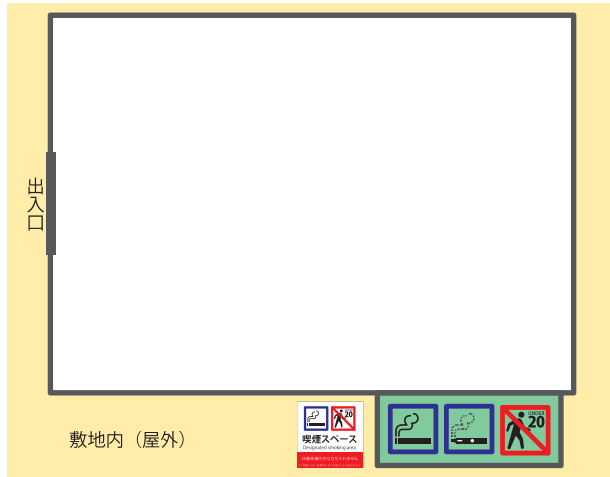




パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイル **F** 敷地屋外に喫煙スペース

レイアウト例



※スタイルA～H 全てにおいて併用可能

喫煙に関する項目

	喫煙スペース
紙巻たばこ等の喫煙	OK
加熱式たばこの使用	OK
遊技等	NG
20歳未満の者の立入	NG
標識の掲示義務	なし
煙の流出防止措置	—

標識掲示例

喫煙スペース前



留意事項

- 標識の掲示義務はありませんが、「喫煙スペース」であることを掲出したほうがお客様には分かりやすい場合があります。
- 屋外に喫煙スペースを設けた場合、「望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮する」という配慮義務に沿って喫煙環境を整えるようにしてください。
- 改正健康増進法の施行に関する Q&A 7-1-6 「喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか。」
(答) そのとおりです。ただし、そのような場合であっても、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙専用室等以外の場所と喫煙専用室等の室内の場所を扉等で隔てる措置を講ずることが望まれます。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明

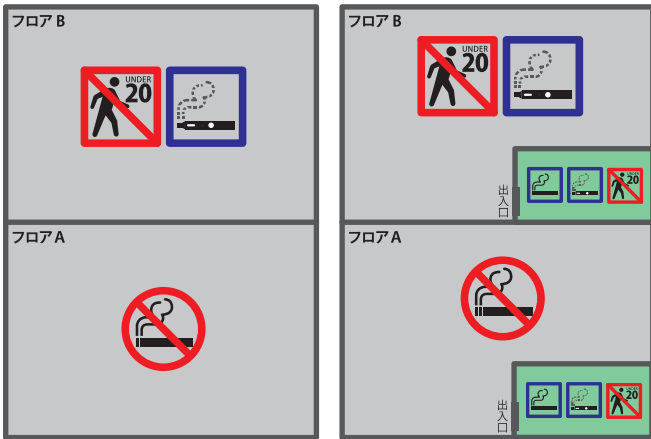




パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイルG 2階建てでのフロア分煙

レイアウト例



喫煙に関する項目

	喫煙室	加熱式たばこフロア	喫煙室・加熱式たばこフロア以外
紙巻たばこ等の喫煙	OK	NG	NG
加熱式たばこの使用	OK	OK	NG
遊技等	NG	OK	OK
20歳未満の者の立入	NG	NG	OK
標識の掲示義務	あり	あり	あり
煙の流出防止措置	あり	あり [※]	—

標識掲示例

施設出入口



加熱式たばこフロア前



喫煙室前



留意事項

■屋外への出入口があるフロアを加熱式たばこフロアにした場合、20歳未満の立ち入りができなくなりますので注意が必要です。

■禁煙フロアに以下設備を配置してください。

- ①店舗出入口、②トイレ、③景品カウンター
- ④バックオフィス など

■喫煙室を設ける場合、喫煙室と禁煙エリアの境界において煙の流出防止措置（P2 参照）を取る必要があります。

■喫煙室内での飲料等の自動販売機の設置は不可です。

※加熱式たばこフロアと禁煙フロアの境界は、壁・天井等によって区画されている必要があります。但し、煙の流出防止措置の①と③（P2 参照）を満たす必要はありません。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明

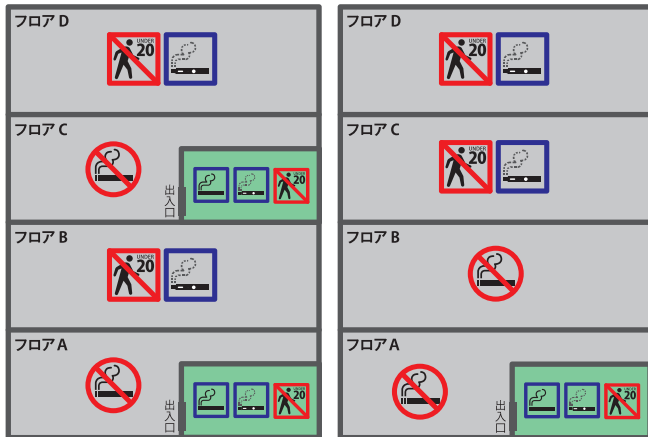
- 遊技可能エリア
- 遊技不可
- 禁煙
- 紙巻たばこ等喫煙可
- 加熱式たばこ使用可
- 20歳未満の者の立入禁止



パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイル **H** 3階建て以上でのフロア分煙

レイアウト例



喫煙に関する項目

	喫煙室	加熱式たばこフロア	喫煙室・加熱式たばこフロア以外
紙巻たばこ等の喫煙	OK	NG	NG
加熱式たばこの使用	OK	OK	NG
遊技等	NG	OK	OK
20歳未満の者の立入	NG	NG	OK
標識の掲示義務	あり	あり	あり
煙の流出防止措置	あり	あり [※]	—

標識掲示例

施設出入口



加熱式たばこフロア前



喫煙室前



留意事項

■屋外への出入口があるフロアを加熱式たばこフロアにした場合、20歳未満の立ち入りができなくなりますので注意が必要です。

■禁煙フロアに以下設備を配置してください。

- ①店舗出入口、②トイレ、③景品カウンター
- ④バックオフィス など

■喫煙室を設ける場合、喫煙室と禁煙エリアの境界において煙の流出防止措置（P2参照）を取る必要があります。

■喫煙室内での飲料等の自動販売機の設置は不可です。

※加熱式たばこフロアと禁煙フロアの境界は、壁・天井等によって区画されている必要があります。但し、煙の流出防止措置の①と③（P2参照）を満たす必要はありません。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明

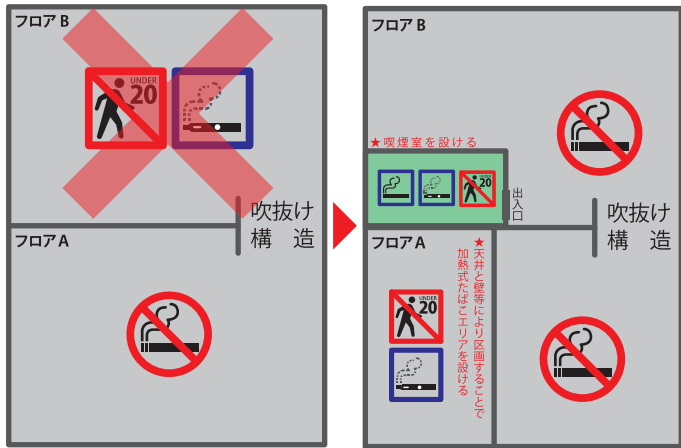
- 遊技可能エリア
- 遊技不可
- 禁煙
- 紙巻たばこ等喫煙可
- 加熱式たばこ使用可
- 20歳未満の者の立入禁止



パチンコホールが可能な分煙スタイル

分煙スタイル ❶ 吹抜け構造のフロア分煙

レイアウト例



喫煙に関する項目

	喫煙室	加熱式たばこエリア	喫煙室・加熱式たばこエリア以外
紙巻たばこ等の喫煙	OK	NG	NG
加熱式たばこの使用	OK	OK	NG
遊技等	NG	OK	OK
20歳未満の者の立入	NG	NG	OK
標識の掲示義務	あり	あり	あり
煙の流出防止措置	あり	あり	—

標識掲示例

施設出入口



加熱式たばこエリア前



喫煙室前



留意事項

- フロア A とフロア B の境界が吹抜け構造の場合は、フロア分煙とみなされませんので、各フロアごとの分煙となります。
- 屋外への出入口があるフロアを加熱式たばこフロアにした場合、20歳未満の立ち入りができなくなりますので注意が必要です。
- 禁煙エリアに以下設備を配置してください。
 - ①店舗出入口、②トイレ、③景品カウンター
 - ④バックオフィス など
- 喫煙室を設ける場合、喫煙室と禁煙エリアの境界において煙の流出防止措置（P2 参照）を取る必要があります。
- 喫煙室内での飲料等の自動販売機の設置は不可です。



分煙スタイルが決まりましたら、
P19 分煙環境を整えるための3つのステップを確認してください

アイコン説明



分煙環境整備のための3ステップ



分煙スタイルが決まりましたら、
3つのステップを踏んで、
分煙環境を整えるようにしましょう。

STEP
1

分煙エリア分け

STEP
2

施工図面の製作依頼

STEP
3

届け出関連の確認



STEP 1

分煙環境を整える際の確認項目

分煙エリア分け

まずは、ホールレイアウトにご希望の分煙のエリア分けを行ってください。

また、現状のパチンコホールの設備状況と、過去の図面や申請状況を確認してください。



■客室を区分する場合、設置遊技機などを考慮の上、エリア分けを行うようにしてください。

■担当の行政書士及び設備担当者に以下内容を確認してください。

☑現在の店舗図面、☑過去の工事履歴、☑申請手続き状況

※必ず現状のホールを目視しながら確認ください。

NO.		確認項目	確認先	備考	MEMO
	<input type="checkbox"/>	分煙エリアをホールレイアウトに落とし込みましたか？	—	おおまかに、加熱式たばこエリアや喫煙室などを店舗レイアウトに配置してください。	
	<input type="checkbox"/>	禁煙エリアに店舗の出入口はありますか？	—	禁煙エリア内に店舗出入口、トイレ、景品カウンターやバックオフィスの出入口等を配置しなければなりません。	
	<input type="checkbox"/>	禁煙エリアにトイレはありますか？	—		
	<input type="checkbox"/>	禁煙エリアに景品カウンターはありますか？	—		
	<input type="checkbox"/>	バックオフィスの出入口は加熱式たばこエリア側のみとなっていないか？	—		
	<input type="checkbox"/>	<既存の喫煙室がある場合> 3つの技術的基準は満たされていますか？	建築・設備 ・空調担当		①入口風速 0.2m/秒以上 ②壁・天井等による区画 ③屋外又は外部の場所に排気



STEP 2

分煙環境を整える際の確認項目 施工図面の製作依頼

建築担当者 / 協力会社に、喫煙室等の技術的基準（P2 参照）を伝えるとともに、消防法や風営法上支障なく希望の分煙スタイルが施工できるか、図面をもとに打合せをしてください。



- 分煙スタイルによっては、スプリンクラーや監視カメラなどの既存設備と干渉する場合がありますので、必ず目視で施工箇所を確認するようにしてください。
- 建築担当者より工程表を取寄せ、深夜帯で行うのか、日中で行うことが可能なのか、行政書士に確認をしつつ、工事日程を決めるようにしてください。
- 既存設備（喫煙室）などを流用する場合は、まずはその設備が技術的基準を満たしているか設備担当者にご確認ください。

NO.		確認項目	確認先	備考	MEMO
	<input type="checkbox"/>	喫煙室 / 加熱式たばこエリアの入口風速が 0.2 m / 秒以上担保される排気風量を確保していますか？	建築・設備 ・空調担当		
	<input type="checkbox"/>	ホール全体のエアバランスを考慮した工事内容になっていますか？			
	<input type="checkbox"/>	喫煙室 / 加熱式たばこエリアは、壁・天井等により区画されていますか？			
	<input type="checkbox"/>	喫煙室 / 加熱エリア内の排気は、屋外又は外部の場所に流れていますか？		外部排気が諸事情によりできない場合、経過措置を取ることができます。P37 をご参照ください。	
	<input type="checkbox"/>	喫煙室のサイズや設置数は、ホール状況に合っていますか？	設備担当	P48 記載の計算方法にて必要な喫煙室の面積を確認ください。	
	<input type="checkbox"/>	施工図面をもとに担当の行政書士に問題ないか、また手続きの確認をしましたか？	行政書士	場合により、変更届出のみで進行することができます。P43 の 2019 年 3 月 19 日にリリースされた日遊協の文書を確認ください。	
	<input type="checkbox"/>	施工図面をもとに、建築担当者と目視で施工箇所の確認をしましたか？	建築担当	図面では細かな既存設備（監視カメラ等）までは分からず、分煙することで移設が必要な設備もあることから、既存設備の確認も大切です。	
	<input type="checkbox"/>	施工後に掲示する標識は準備していますか？	建築・設備担当	P38 参照の上、必要な内容が記載された標識を掲示ください	
	<input type="checkbox"/>	最終図面及び施工箇所イメージ、工程表を作成してください。	建築・設備 ・空調担当		



分煙環境を整える際の確認項目 届け出関連の確認

施工図面が出来上がりましたら、担当の行政書士に相談の上、必要な申請手続きを行ってください。また、竣工後は、喫煙環境が大幅に変わるため、既存遊技客などへの事前の説明が必要になります。



- 施工内容によっては、所轄への変更届出のみで済む場合もあります。行政書士にご確認の上、施工内容を決めるようにしてください。
- 変更届出になる場合も、予め警察署に構造図などを持って、相談の上、喫煙室等を設置するようにしてください。

NO.		確認項目	確認先	備考	MEMO
	<input type="checkbox"/>	各警察署への申請をしてください。	行政書士	場合により施工後の申請でも良い場合があります。	
	<input type="checkbox"/>	必要に応じて、分煙環境が変わる旨を、来店客に対して告知を行ってください。	—	告知にあたっては、各県ごとの自主規制に則って行ってください。	



竣工後の確認項目

施工図面と現地での施工内容を照らし合わせながら、風営法的観点、建築観点から問題がないか改めて確認をしてください。

	<input type="checkbox"/>	喫煙室 / 加熱エリアの入口風速が 0.2 m / 秒以上あるか、風速計にて実測してください。	建築・設備 ・空調担当	P49 計測方法を確認ください。計測結果は、店舗にて保管するようにしてください。	
	<input type="checkbox"/>	喫煙室 / 加熱エリア内の排気は、屋外又は外部の場所に流れていますか？	建築・設備 ・空調担当	喫煙ブースを設置した場合は、設置メーカーに確認してください。	
	<input type="checkbox"/>	喫煙室 / 加熱エリアは、壁・天井等により区画されていますか？	建築・設備 ・空調担当	施工図面と照らし合わせながら、必ず目視で確認を行ってください。	
	<input type="checkbox"/>	分煙に関する標識がしっかりと掲示されていますか？	—	必ず目視で確認を行ってください。	



実際の分煙環境を整備した事例店舗についてご紹介します。





事例店舗／加熱式たばこエリア（喫煙室）

りっちらんど上尾店

店舗情報

住所 埼玉県上尾市原市 3101-1
 営業時間 10:00～22:45
 台数 パチンコ 464 台（4円：226 台、1円 238 台）
 分煙スタイル 喫煙エリア（4円：226 台、1円：150 台）
 禁煙エリア（1円：88 台）

施工後の分煙スタイル

分煙スタイル 加熱式たばこエリア（喫煙室）
 施行期間 約 2 週間（既存設備撤去等含む）
 準備期間 約 1 ヶ月
 施工箇所 ①加熱式たばこエリアと禁煙エリアの境界ガラス面の工事
 ②既存喫煙ルームの改修



工事内容

加熱式たばこエリア



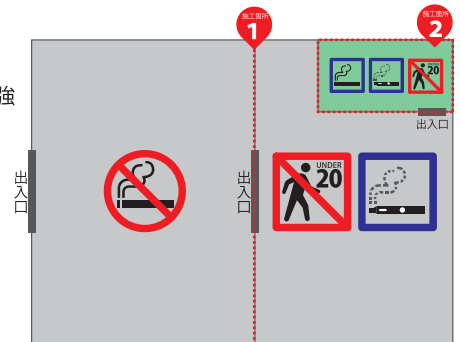
- ・入口風速 0.2m/ 秒を担保するために有圧換気扇を設置し、
- ・加熱式たばこエリアと禁煙エリアの境界ガラス面の工事
- ・天井を張る工事 等

を増強

既存喫煙ルームの改修



- ・入口風速 0.2m/ 秒を担保するために有圧換気扇を設置し、排気を増強
- ・引き戸の設置
- ・天井を張る工事 等



店舗責任者



紙巻きたばこの喫煙者は高齢層のお客が多い店舗であったため、ホール内の分煙環境を変えるだけでなく、お客様に対して、加熱式たばこへの理解促進を図ることを前提に進めました。「2020年4月から喫煙ルールが変わること」「加熱式たばこ」であれば遊技しながらの喫煙が可能なこと」などの認知促進活動を図りつつ、喫煙環境が変わってもお客様も受け入れやすい体制づくりを行いました。また、併設の2階建てスロット館においても喫煙率が高いため、2階喫煙フロアを加熱式エリアとして検討しています。

天井が高い店舗であったため、技術的基準を満たす環境作りに苦労しました。また、監視カメラなどの既存設備などは目視で確認しながら、設置位置を調整しました。



設計責任者

担当行政書士



今回は、客席面積において、見通しを妨げる工事がなく、手続きとしては問題なく進行することができました。早い段階から本件の確認を店舗側から依頼を受けたため、過去の申請状況と照合をする時間も十分に取れ、所轄警察署とのやり取りも円滑に行うことができました。

●加熱式たばこエリア

加熱式たばこエリア内に大きな排気を設置したため、整備後は空調効率が悪くならないように、禁煙エリアの排気を止め、加熱式エリア内から集中して排気するようにご提案しました。天井が高く、エリア内の空調が複雑なことから、全体のエアバランスを考慮した工事を依頼しました。

●既存喫煙ルームの改修

もともと喫煙エリアとして仕切っていた場所があったため、鳥工事の対応もなく有圧換気扇で直接屋外に排気が出来たため、整備内容の検討がスムーズでした。喫煙室内にエアコンを新設しましたが、出入口に向かって風が吹かないように入口に対して側壁側へ設置を依頼しました。



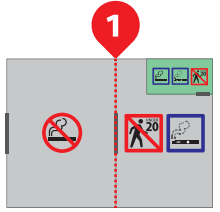
分煙コンサルタント



事例店舗／加熱式たばこエリア（喫煙室）
りっちらんど上尾店 施工箇所 記録写真 1



加熱式たばこエリアと禁煙エリアの境界ガラス面の工事



Before

Before

- 喫煙エリアと禁煙エリアをガラス面で区分けしていたが、上部は開口している状態
- 扉は、中央扉とメイン扉の2か所に設置

After

- 技術的基準（壁、天井等による区画）を満たすために、上部の開口部を閉鎖
※一部給気口あり
- 扉の両方が開いた状態で、それぞれの扉で入口風速 0.2m/ 秒以上が担保できるように、排気を増強



After



詳細写真



●天井の造作

天井が非常に高く、壁による区画が困難であったため天井を造作した。



●監視カメラなどの既存設備の移動

石膏ボードで埋めたため、監視カメラや音響機材などの移設を行った。

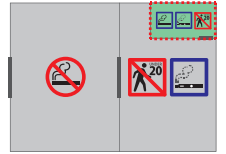


事例店舗／加熱式たばこエリア（喫煙室） りっちゃんど上尾店 施工箇所 記録写真 2

2



既存喫煙ルームの改修



Before

- 喫煙エリアとして区画していたが、上部が開口された状態
- 扉は無し



Before

After

- 技術的基準（壁、天井等による区画）を満たすために、壁面や天井の改修工事を実施
- 喫煙室内には、入口風速 0.2m/秒以上が担保できるように、有圧換気扇を設置
- 扉は引き戸とし、上向きガラリを設置
- 自然に給気し、機械で排気する第三種換気方式を採用



After

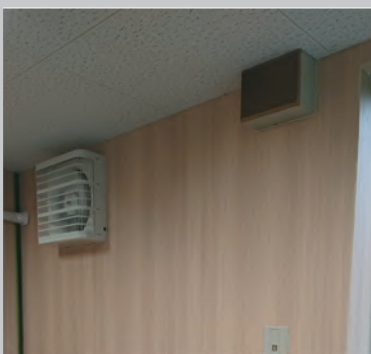


詳細写真



●引き戸 / 上向きガラリを設置

引き戸は、開き戸に比べて開閉時に周囲の空気をほとんど動かさず、喫煙スペース内の煙を外に引きださないため、喫煙室に適している。ガラリについては、効率的な換気のために、給気口から排気口に一方向の流れを作れるよう、上向きガラリを設置した。



●排気設備

扉の面積から入口風速 0.2m/秒以上を確保できる大きさの排気量を計算し、有圧換気扇を設置。屋外に直接排気を実施した。



事例店舗／加熱式たばこエリア

ぱちんこ大学 東久留米店



店舗情報



住所 東京都東久留米市本町 1-1-26
 営業時間 10:00～22:50
 台数 パチンコ 290 台（4円：174 台、1円 116 台）
 パチスロ 120 台（1000 円／47 枚）
 分煙スタイル 全面喫煙



施工後の分煙スタイル

分煙スタイル 加熱式たばこエリア
 施行期間 約 2 週間（既存設備撤去等含む）
 準備期間 約 1 ヶ月
 施工箇所 加熱式たばこエリアの境界面の工事

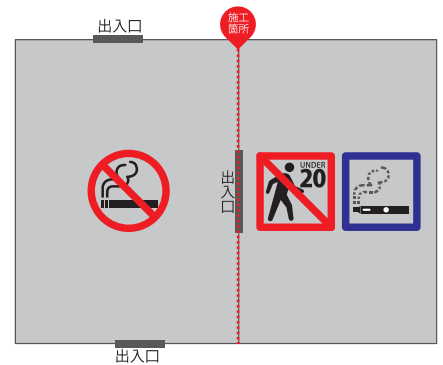


工事内容

加熱式たばこエリア



- ・ 入口風速 0.2m/秒を担保するために有圧換気扇を設置し、排気を増強
- ・ 加熱式たばこエリアと禁煙エリアの境界面の工事
- ・ カウンター（スタッフ用）出入口の改修



店舗責任者



当初、パチンコ・パチスロの配分での分煙を検討してましたが、店舗構造上の問題で、思い切って、禁煙エリア「パチンコ」、加熱式エリア「パチスロ」という構成で分煙を行うこととしました。また、マルユウを持っていたので、届出関係もスムーズに進めることができました。今後は、敷地内に喫煙スペースを設けたりとホスピタリティ強化を図っていきたいと考えています。

既存のパチンコ島の背面を活用し、境界面を工しました。境界面が景品カウンターの出入口と重なってしまったため、店舗様と調整の上、カウンター入口を変更することで対応しました。また、既存の空調設備では技術的基準が満たされなかったため、排気を増強し、対応しました。



設計責任者



事例店舗／加熱式たばこエリア

ぱちんこ大学 東久留米店 施工箇所 記録写真



加熱式エリアと禁煙エリアの境界面の工事



Before

Before

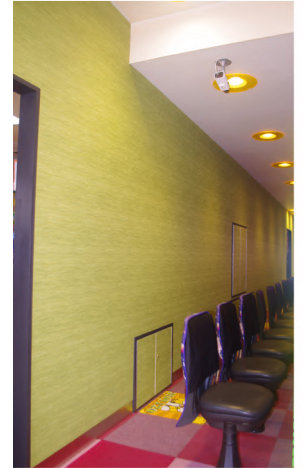
- 全面喫煙可能店舗

After

- パチンコ島の背面を活用し、境界の壁面を造作
- 加熱式エリア内には、入口風速 0.2m/ 秒以上が担保できる様、排気を増強
- 施工後は、禁煙エリア側の排気を止め、加熱式エリア側の排気口から集中して排気する仕組みとした。



After



詳細写真



● 空調による空気の流れを制御

加熱式たばこエリアと禁煙エリアの入口付近に空調機がある場合、吹き出し口の場所によっては、入口風速に影響を与える可能性がある。空調機の位置を変える事が難しい場合は、一部の吹き出し口を塞いだり、向きを変える事で、入口風速への影響を抑える事も出来る。



● 排気設備

既存の排気口を利用し、排気を増強するためにシロッコファンを設置した。



事例店舗／喫煙室

ぱちんこ大学 A館 (久米川店)

店舗情報

住所 東京都東村山市栄町 2-8-4
 営業時間 10:00 ~ 22:50
 台数 パチンコ 252 台 (4円: 191 台、1円 61 台)
 パチスロ 109 台 (1000 円 / 47 枚)
 分煙スタイル 全面喫煙

施工後の分煙スタイル

分煙スタイル 喫煙室
 施行期間 約 2 週間 (既存設備撤去等含む)
 準備期間 約 1 ヶ月
 施工箇所 施設内新規喫煙所の設置
 屋外向け新規喫煙所の設置



工事内容

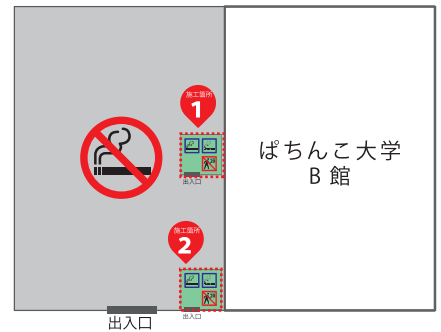
喫煙室



- ・ 入口風速 0.2m/ 秒を担保するために排気を増強
- ・ 既存壁面に合うように喫煙室を施工



- ・ 屋外に出入口を設けたため、近隣への配慮のみとした。
- ・ 既存壁面に合うように喫煙室を施工
- ・ 喫煙室配置に伴い、一部パチンコ島を撤去



店舗責任者



店舗構造およびパチンコ・パチスロ構成をもとに検討した結果、加熱式たばこエリアを設けずに、来店者ならびに店舗前を通行する方が使いやすい喫煙室の設置を目指しました。また、マルユウを持っていた店舗であったため、届出もスムーズに進めることができました。今後は、喫煙室表示などを加え、よりわかりやすいカタチの運用を目指していきたいと考えています。

屋外向けの喫煙所については、出入口の入口風速 0.2m/ 秒以上を担保する必要がなかったため、既存の店舗出入口を活用し、外から入りやすい設計としました。また、屋内喫煙室については、来店客が使いやすいように、店内中央のスペースを活用し設置しました。



設計責任者



事例店舗／喫煙室

ぱちんこ大学 A館（久米川店） 施工箇所 記録写真



屋内喫煙室の設置



Before

Before

●全面喫煙可能店舗

After

●店舗のお客様の利便性を考慮し、店舗中央に喫煙室を設置

●お客様の出入りがしやすい様に、扉の設置は無し

●入口風速 0.2m/秒以上が担保できる様、排気を増強



After



公衆喫煙所の設置



Before

Before

●全面喫煙可能店舗

After

●隣接するB館のお客様や一般の方も利用しやすいように
出入り口を屋外に設置

※出入口が屋外にのみ面しており、屋内側に入出をしない場合は、
入口風速 0.2m/秒は不要。



After





事例店舗／喫煙ブース

一般社団法人日本遊技関連事業協会



情報



住所 東京都中央区新川 2-12-15
ヒューリック八丁堀ビル 2階



施工後の分煙スタイル

分煙スタイル 喫煙ブース



喫煙ブースの設置

元々、誰でも喫煙できるように、オフィス内に分煙機を設置していたが、たばこの煙などがオフィス内に流れてきてしまうため、喫煙ブースを設置した。



※ここで言う喫煙ブースは、P37「屋内排気型喫煙ブース」のことを指す



改正健康増進法で定められている技術的基準や
掲示義務のある標識などについてご紹介します。
実際に施工を担当する設備担当者などは必ず
施工前に確認するようにしてください。



技術的基準を満たした排気風量の求め方

1 再掲 たばこの煙の流出を防止するための技術的基準

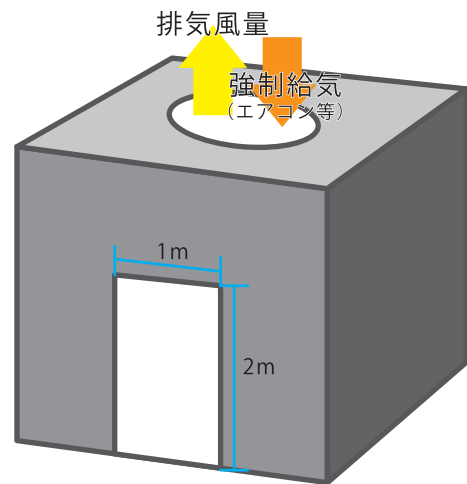
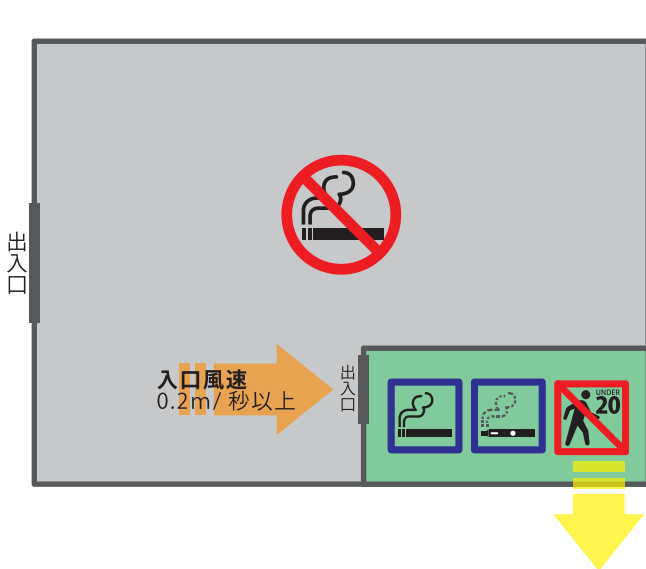
喫煙室や加熱式たばこエリアを設置する際には、たばこの煙の流出を防止するために以下3つの技術的基準を満たす必要があります。

- 1 入口風速 0.2 m / 秒以上
※のれん、カーテン等による工夫も可
- 2 壁・天井等による区画
※床面から天井まで仕切られていること
- 3 屋外又は外部の場所に排気

2 入口風速 0.2m / 秒以上を確保するために必要な排気風量の求め方

入口風速は、開口部の面積と排気風量によって決まります。
技術的基準を満たすために必要な排気風量は、以下の計算式で求めることができます。

$$\text{※1} \\ \text{入口から入る空気の量 (m}^3 \text{/ 時)} = \text{開口部面積 (m}^2 \text{)} \times \text{空気の流れ 0.2(m/ 秒)} \times 3,600 \text{(秒 / 時)}$$



※強制給気がある場合は、排気風量から強制給気量をひいて計算する必要があります



上記の様に扉の面積が 2 m² の喫煙室の場合、入口風速 0.2 m / 秒以上を確保するために必要な排気風量は以下の通りです。

$$0.2 \text{ m / 秒} \times 2 \text{ m}^2 \times 3,600 \text{ 秒 / 時} = 1,440 \text{ m}^3 \text{ / 時}$$

$$1,440 \text{ m}^3 \text{ / 時} \times 1.3 \text{ 倍} = 1,872 \text{ m}^3 \text{ / 時}$$



上記計算から最低でも 1,440 m³ / 時、推奨は 1,872 m³ / 時となります。

※1 入口から入る空気の量とは、[排気風量] から [強制給気] を引いたことを指す
※温度や湿度等の外部要因やダクトの圧力損失等により想定よりも入口風速が取れない場合があります。
そこで、安全率として 1.3 倍を掛けることを一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会が推奨しています。

アイコン説明

遊技可能エリア

遊技不可

禁煙

紙巻たばこ等喫煙可

加熱式たばこ使用可

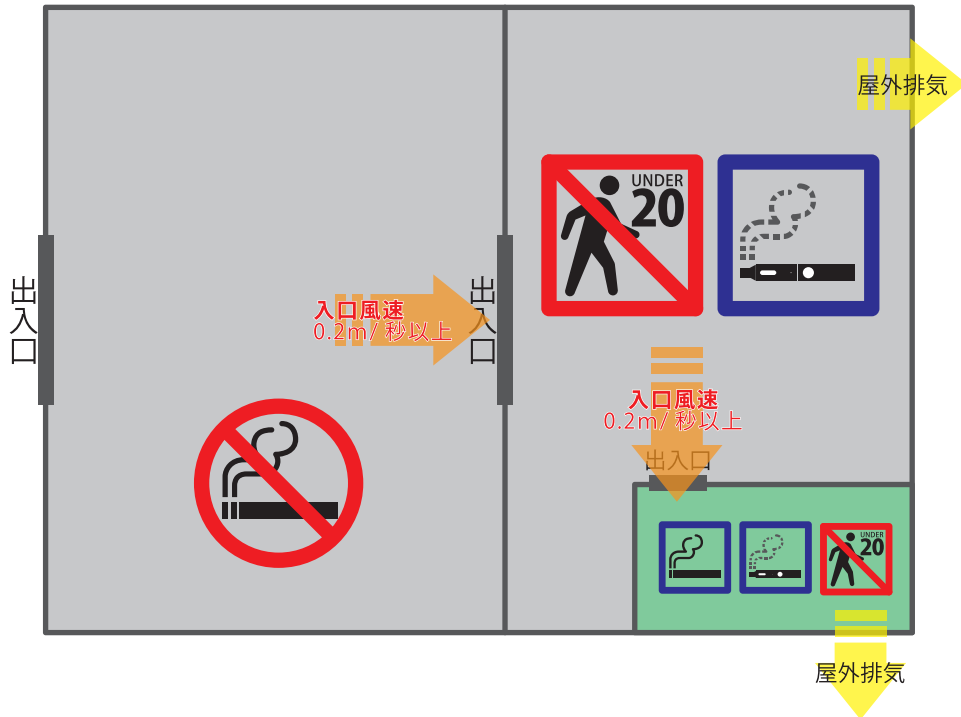
20歳未満の者の立入禁止



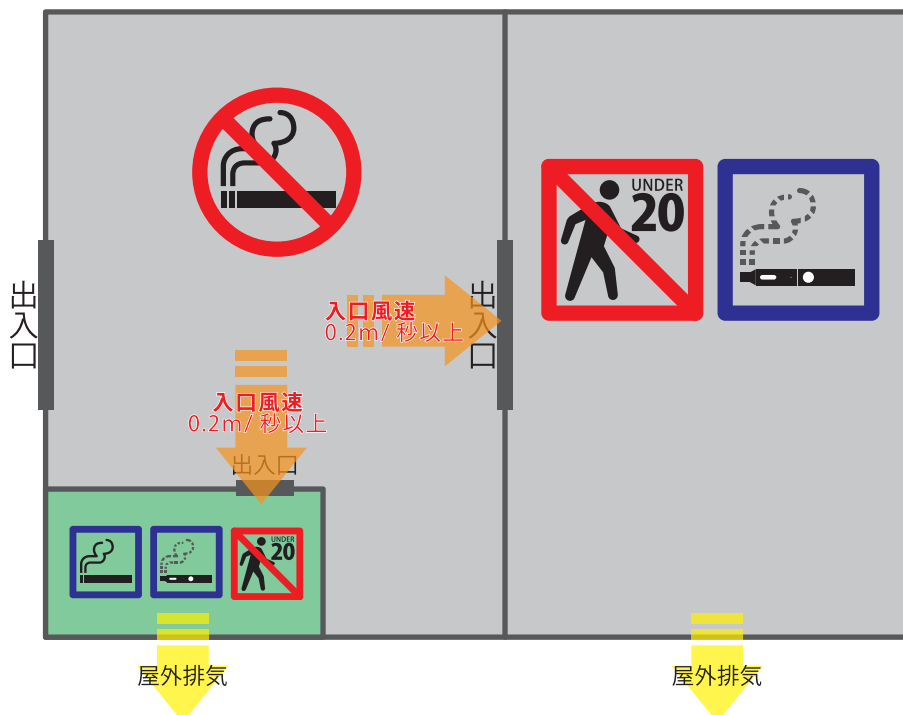
[参考] 喫煙室 + 加熱式たばこエリアを設けた場合の入口風速

分煙スタイルD E (P13-14) のように、加熱式たばこエリアと喫煙室を同じフロアに設置する場合、それぞれの境界面で入口風速 0.2m/秒以上が必要です。

加熱式たばこエリア内に喫煙室を設置する場合



喫煙室と加熱式たばこエリアを別々に設置する場合



アイコン説明

遊技可能エリア

遊技不可

禁煙

紙巻たばこ等喫煙可

加熱式たばこ使用可

20歳未満の者の立入禁止



[参考] フロア分煙での入口風速

以下のようなビル型の多層階フロアで、加熱式たばこ専用フロアを設置する場合、フロア A とフロア B の境界はたばこの煙が流出しないように配慮し、壁・天井等によって区画されていれば、入口風速 0.2 m / 秒以上は不要です。



アイコン説明



遊技可能エリア



遊技不可



禁煙



紙巻たばこ等喫煙可



加熱式たばこ専用
使用可



20歳未満の
者の立入禁止



技術的基準を満たせない場合の経過措置

既存の施設において、管理権原者の責めに帰することができない事由（P68「改正健康増進法の施行に関するQ&A 7-3-2」、P70「受動喫煙対策について厚労省への質問 7-3-2」参照）により、技術的基準を満たすことができない場合には、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」を講じた「屋内排気型喫煙ブース（脱煙機能付き喫煙ブース）」の設置が認められています。ブースについては、以下の2つの要件を満たしている必要があります。

「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」の要件は以下の2点となります。

- 1 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
- 2 室外に排気される浮遊粉じん濃度が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下



写真はイメージです

※禁煙エリアへの煙の流出を防ぐためには、入口風速 $0.2\text{m}/\text{秒}$ 以上が担保されているブースがオススメです。

※設置するブースが要件を満たしているかは各メーカーにお問合せ下さい。



標識の掲示義務

1 掲示場所

喫煙室等を設置する場合、以下の場所に標識を掲示する義務があります。

- ① 喫煙が出来る場所の出入口
- ② 施設の主な出入口

□ 標識の配置や配色については、各施設の業態により適宜加工・修正可能です。

2 掲示内容

標識に記載しなければならない内容は、以下の通りです。

- ① 喫煙が出来る場所の出入口
 - ・当該場所が喫煙をすることが出来る場所である旨
 - ・当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨
- ② 施設の主な出入口
 - ・当該施設内に喫煙のできる場所が設置されている旨

※屋内排気型喫煙ブースを設置している場合、以下掲示内容に加え、「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し、（喫煙専用室等の）室外に排気している」旨を記載してください。

[掲示内容サンプル]

喫煙専用室
あります

Designated smoking room available

※「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます

喫煙専用室
あります

Designated smoking room available

※「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます

加熱式たばこ専用喫煙室
あります

Designated heated smoking room available

喫煙専用室
Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません

※「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます

喫煙専用室
Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません

※「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます

加熱式たばこ専用喫煙室
Designated heated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません



改正健康増進法に伴った構造変更に関連した風営法における手続きや留意点についてご紹介します。



分煙設備を整える際の風営法観点からのポイント

風営法観点からの主な注意点は以下のような項目が挙げられます。

1 営業所内の構造設備を変更する場合、 変更承認申請又は変更届出が必要になります

もし必要な承認を受けずに変更した場合、無承認変更となります。

2 着工は変更承認申請後に行わなければなりません

※マルユウをお持ちの法人様は、変更後の届出のみで済みます。

3 承認が必要な3つのパターンがあります

- 大規模の修繕、模様替えに該当する変更（建築確認が必要となります）
- 客室の位置、数または床面積の変更
- 壁、ふすま、その他営業所の内部を仕切るための設備の変更

4 客室の範囲が変わると、公安委員会の構造変更の承認が必要です

パチンコ営業は、客に遊技させ、その遊技の結果に応じて賞品を提供する営業。その一連の行為に使用される場所、つまり玉貸し機、遊技島、賞品棚、賞品提供カウンター、これら一体となっている空間までが客室にあたると考えられます。

5 過去の行政手続きの図面が重要となります

過去の手続きによっては、ご担当者の認識と違う客室面積である場合があります。そのため、過去の図面をもとに行政書士に確認することが重要となります。状況によっては、変更届出のみで済む場合があります。

6 営業所の範囲内に喫煙スペースを設置する際も注意が必要です

例えば、隣接する共用駐車場に喫煙スペースなどを設置する際も、「ばちんこ店の営業所に含まれない」とは言い切れないため、担当の行政書士に確認するようにしてください。

7 手続きにはある程度の日数がかかります

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないとあり、おおよその目安は、申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定めています。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定めています。そのため、十分な期間を考慮し、リスクを回避した方が良いと思われます。

8 マルユウの活用

特例風俗営業者、通称マルユウをお持ちに営業者は、本来であれば公安委員会の承認が必要な構造設備の変更であっても変更後の届け出だけで済みます。

この他にも、店舗状況によっては確認ポイントは変わってまいります。

担当の行政書士に詳細を確認するように心がけましょう。



分煙設備を整える際の風営法観点からのポイント

パチンコ店が改正健康増進法施行後に喫煙室等を設置する際は、風営法上の以下のような手続きが必要です。

●構造設備の変更を行う場合の手続は二種類

風俗営業者が営業所内の構造設備を変更する場合の手続は、公安委員会に対する変更承認申請と変更届出の二種があり、構造設備の変更方法に応じて、いずれかの手続を行う必要があります。

なお、公安委員会から変更の承認を受けずに変更を行った場合は、無承認変更としてA量定に相当する重い行政処分のほか罰金刑を受ける恐れがあります。変更届出を怠った場合でも、F量定に相当する行政処分及び罰金刑を受ける恐れがあります。

●変更承認申請が必要となる場合

喫煙室を営業所内に設置するため次のA、B、Cいずれかに該当する変更を行った場合は、公安委員会から承認を受ける必要があります。但し、特例風俗営業者として認定を受けている営業所については、承認に代えて届出をすればよいことになっています。

A) 大規模な修繕又は模様替え→建物の主要構造部に変更を加えるような大規模な工事を行う場合のこと

B) 客室の位置、数又は床面積の変更→「客室」は遊技用空間、賞品提供カウンター、賞品陳列コーナー等と一体となっている空間を意味します。喫煙室は客室に該当しません。客室の範囲と床面積は公安委員会に提出されている平面図を元に判断します。

C) 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更→間仕切りを新たに設ける、又は撤去するような場合を意味します。

遊技島の一部を撤去し、そこに新たに区画を作って喫煙室を設置する場合は、公安委員会の承認を受ける必要があります。これ以外の場合でも、間仕切りの変更や客室の見通しの妨げる設備の設置は承認を受けなければならない場合があります。

※以下関係法令抜粋

風営法第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。第五項において同じ。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

内閣府令第二条 法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、営業所の構造及び設備に係る変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替に該当する変更

※建築基準法第2条より一部抜粋

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

二 客室の位置、数又は床面積の変更

三 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更

四 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

●変更届出が必要な場合

変更の承認を受けなくてもよい場合であっても、受動喫煙対策にともなって次のような構造設備の変更が生じたときは公安委員会に変更届出を行う必要があります。（内閣府令第21条）

イ 営業所の小規模の修繕又は模様替え（変更後1月以内に届出）

ロ 食器棚その他の家具（作り付けのものを除く）、飲食物の自動販売機その他これに類する設備の設置又は入れ替え（変更後1月以内に届出）

ハ 照明設備、音響設備又は防音設備の変更（変更後10日以内に届出）

営業所内の客室以外の空間を喫煙室に用途変更し、そこにイスやテーブル等を新たに設置したなどの場合がこれにあたります。

※以下関係法令抜粋

風営法第9条第3号

風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第五条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があつたとき。

二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。

※出典 株式会社のだみ総研（受動喫煙防止対策に伴う風営法上の留意点等について）

※出典 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

※出典 建築基準法



分煙設備を整える際の風営法観点からのポイント

●営業所の外に設備を新設した場合

営業所の外部は構造設備にあたらなため、法令解釈としては手続きを不要と捉えることも出来ますが、営業所の外であっても変更届出を行うよう指導している地域もありますので、実状に合わせて対応してください。なお、許可条件等にも注意が必要です。

●手続実施にともなう営業停止の期間

構造設備の変更について公安委員会から承認を受ける手続（変更承認申請）では、営業の全部又は一部を一定期間中断することになり、ホール営業に多大な影響を及ぼす恐れがありますので、変更承認申請手続きの流れを説明します。

おおまかな手順は次のとおり。

工事計画の策定→変更承認申請→工事開始（工事個所の使用停止）→工事完了→警察検査→承認→使用再開
承認を受けるまでの期間は、警察検査完了後から10日以内が標準とされています。

●注意点

- 1) 警察による検査の時期は警察側のスケジュールによりますので、事業者側では検査予定日について柔軟に対応する必要があります。
- 2) 承認を受けるまでの期間の計算方式は地域によって異なります。例えば、多くの地域では土日祭日を含めて10日間であると考えられていますが、<土日祭日を除いて10日間>となっている地域もあります。
- 3) 構造設備の変更にもない遊技機の入替を行うケースが多いと思いますが、構造設備の変更と遊技機の変更は別個の手続となり、同時進行が可能か、それとも構造変更の承認後に遊技機の入替の申請を受理されるのかは、地域によって取り扱いが異なりますので、慎重に対応してください。
- 4) 受動喫煙対策を行う前に、店内設備について過去に違反がなかったことをあらかじめ確認しておきましょう。無承認変更として違反処分を受けるおそれがあります。
- 5) 営業を継続しながら店内で工事を行う場合には、その工事のための空間を天幕等で囲う場合がありますが、地域によっては、このような方法について、二段階の変更承認申請（工事用囲いの設置が第一段、本来の施行が第二段）が必要とされることがあります。
- 6) 構造設備の変更承認申請においては、「営業所周辺の略図」を作成して添付する必要がありますが、もし営業所周辺で規定距離内に保全対象施設が存在している場合には、承認通知後に「営業所を拡張できない」等の「許可の条件」を付される可能性があります。許可条件違反は重い処分（C量定）を受ける恐れがあります。

●備考

賞品提供カウンターと営業所外との通行が工事個所によって出来なくなるなど、着工から承認を受けるまでの期間にわたって営業できなくなるケースがあります。

店舗の構造によっては、変更箇所以外の場所を使用しながら承認を受けることが可能です。



分煙設備を整える際の風営法観点からのポイント

●日遊協 2019年3月19日発信

「改正健康増進法の施行に伴う喫煙室等の設置に係る構造及び設備の変更の取扱いについて」

※以下、文書記載

警察庁より、改正健康増進法の施行に伴い、第二種施設に該当する風俗営業等の客室に喫煙室等（喫煙室、指定たばこ専用喫煙室）を設置する場合の構造及び設備の変更の取扱いについて、下記の通りとする連絡がありましたので通知いたします。これは、構造・設備の変更に関し手続きの簡素化を求めていた日遊協の要望が認められたもので、遊技場における取扱いに係る具体例や留意点は、近日中に風営法PTでまとめ、会員各位に通知する予定です。

記

1 喫煙室等の設置に伴う構造及び設備の変更の取扱い

健康増進法の施行に伴い、客室における喫煙室等の設置が必要なものにあつては、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、当該喫煙室等の設置は、風営法第9条第3項第2号（軽微な変更）として取り扱うこととする。

- (1) 喫煙室等を仕切る壁等について、同室の内部が同室の外側から容易に見通すことができるものであること
- (2) 喫煙室等の設置及び利用により客室内部の見通しを妨げるおそれがないこと
- (3) 喫煙室等の設置が、健康増進法の施行に伴うものであること

2 届出期間

届出にあつては、風営法施行規則第20条第2項の規定に基づき、喫煙室等を設置した日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては10日）以内に、同規定のとおり届出をしなければならない。

以上

●補足事項

- ・喫煙室を店内壁沿いに設置する場合は、変更届のみでOK
 - ※但し、見通しを妨げる恐れのある場合は、変更承認申請が必要です（対応としては、例えば床から1m以上は透明にするなど）
 - ※マルユウをお持ちのパチンコホール法人は、届け出のみでOK
 - ※変更届出になる場合も、予め警察署に構造図などを持って、相談の上、喫煙室等を設置するようにしてください。





[参考] 改正健康増進法

1 概要

施設の類型		喫煙ルール	施行時期
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設等、 行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車・ 航空機	原則敷地内禁煙 屋外で必要な措置が取られた喫煙所は設置可	2019年 7月1日
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 (事務所・工場、ホテル・旅館、旅客運 送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等)	原則屋内禁煙 ・必要な措置が取られた、喫煙室(遊技不可)は設置可 ・経過措置として、必要な措置が取られた、加熱式 たばこ専用喫煙室(飲食可)は設置可	2020年 4月1日
	飲食店	経過措置として、以下の全条件を満たす飲食店は喫煙可 (既存特定飲食提供施設) ①資本金5,000万円以下※ ②客席面積100㎡以下 ③既存の飲食提供施設 ※資本金5,000万円以下であっても、条件を満たさない場合あり	
喫煙目的施設	喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするバー・スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所	喫煙可	2020年 4月1日

- ※20歳未満のものを喫煙可能なエリアに立ち入らせてはならない
- ※禁煙以外の場合は、標識の掲示義務有り
- ※経過措置の期間は、別に法律で定める日までの間

2 施行スケジュール

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①(国及び地方公共団体の責務等)の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年	
7月25日	1月24日	7月1日	9月(ラグビーW杯)	4月
				7月(東京オリパラ)
法律公布	一部施行①(国及び地方公共団体の責務等) (公布後6ヶ月以内で政令で定める日)			
	一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日)			
	全面施行(上記以外の施設等) 2020年4月1日			



[参考] 改正健康増進法

3 罰則

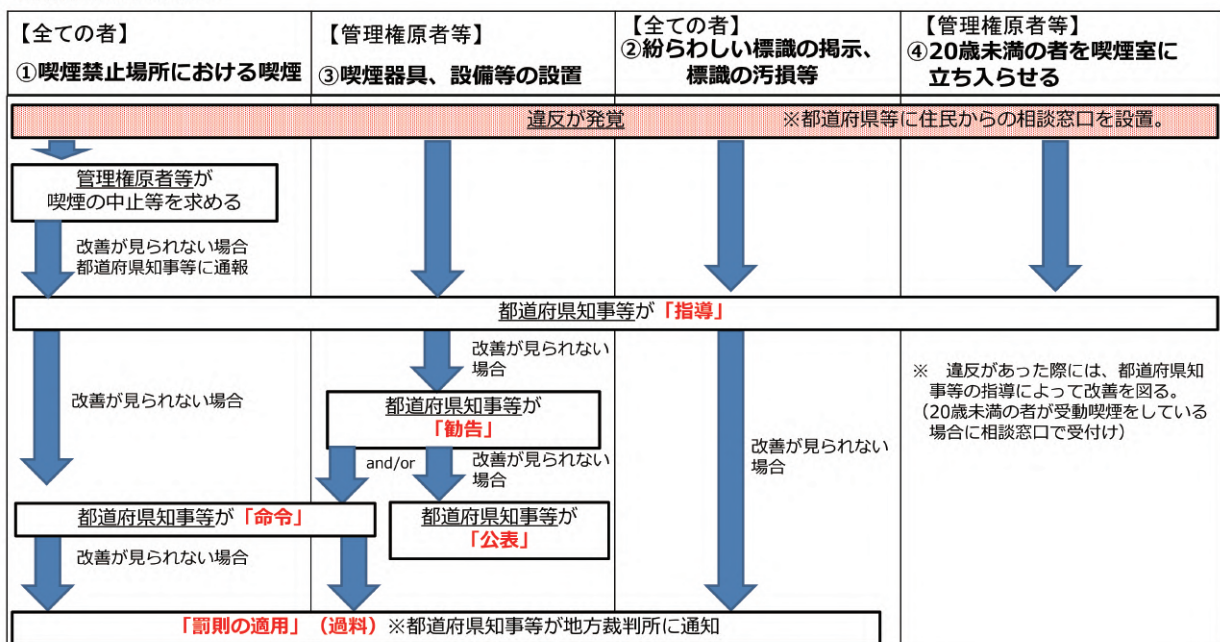
対象	義務内容	罰則
すべての者	① 喫煙禁止場所における喫煙禁止	30万円以下
	② 紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止	50万円以下
施設管理者 (管理権原者)	① 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備(灰皿等)の設置の禁止	50万円以下
	② 喫煙禁止場所において、喫煙の中止・退去を求める努力義務	罰則無し
	③ 喫煙可能な場所の出入口に必要な事項を満たした標識を掲示	罰則無し
	④ 喫煙可能な場所がある場合、施設の出入口に標識を掲示	50万円以下
	⑤ 技術的基準に適合するよう維持	50万円以下
	⑥ 喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入れさせてはならない	罰則無し
	⑦ 喫煙可能な場所を禁煙とした場合、直ちに標識を除去すること	30万円以下
	⑧ 帳簿を備え、厚生労働省令で定める事項を記載し保存すること (喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	20万円以下
	⑨ 施設の営業・広告をするときは、厚生労働省令が定めるところにより、喫煙可能な施設であることを明らかにすること(喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	罰則無し
配慮義務	望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮する義務	罰則無し

※ 罰則は過料

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入れさせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則(過料)を適用する。

<義務違反時の対応>



※ 参照：厚労省 HP



[参考] 喫煙室の面積の考え方

喫煙室の面積を検討する際には、お客様の人数（喫煙者数）から試算することが出来ます。たとえば、以下の店舗で考えてみましょう。

パチンコホール A 店の場合

パチンコ	パチスロ	台数計	稼働率	喫煙率	喫煙客数
300	200	500	50%	50%	50%

前提条件	<ul style="list-style-type: none">・ 1人あたりの喫煙時間：5分・ パチンコ店における1人あたりの消費本数：2本/時と想定・ 喫煙所における1人あたりに必要な面積：1㎡～1.5㎡・ たばこ1本から発生する粉塵量：10mg (※中災防平成17年度効果的な分煙対策推進検討委員会報告書)
------	---

喫煙所面積	<ul style="list-style-type: none">・ 1時間あたりの消費本数：250本/時（2本/時×125人）・ 60分÷5分=12回転・ 同時喫煙人数：250本÷12回転=20.8人・ 喫煙所に必要な面積： 1人当たり1㎡とした場合 $20.8人 \times 1㎡ = 20.8㎡$ 1.5㎡とした場合 $20.8人 \times 1.5㎡ = 31.2㎡$
-------	--

上記の結果から、A店では最低でも20.8㎡以上の喫煙室があることが望ましいと考えます。しかし、スペースの問題や、お客様の動線を考えて数か所に設置した方が良い場合は、トータルで必要面積が担保出来る様、喫煙所を分散して設置することをご検討ください。



[参考] たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

参考

たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

喫煙専用室等を設置した上で、室内の煙を適切に屋外排気する装置（以下「屋外排気措置」という。）を稼働している場合の、たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。

なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙対策についても十分配慮すること。

1 喫煙専用室等に共通する事項

(1) 測定頻度

- ① 受動喫煙対策を変更した場合（新規で講じる場合を含む。）、速やかに測定を実施すること。
- ② 受動喫煙対策の効果を検証するため、四季による気温の変化や空気調和設備の稼働状況を考慮して、概ね3月以内ごとに1回以上、定期的に測定日を設けて測定を実施すること。
なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象（自然現象含む。）がない場合、測定頻度を1年以内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。
- ③ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定機器

① 喫煙可能区域（喫煙専用室等）内に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプロープには指向性があるため、測定時はプロープの向きに留意すること。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙を参考として記録すること。記録は、3年間保存することが望ましい。

2 喫煙専用室等設置の効果の確認方法

(1) 喫煙専用室等の室内に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・喫煙専用室等の室内に向かう気流：全ての測定点で0.2 m/s以上



[参考] たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

(2) 測定方法

① 測定点（場所）

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

② 測定条件

喫煙専用室等の室内に向かう気流の測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定するよう努めること。

まず、測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。



[参考] 脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

参考

脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室等の屋外排気が困難な場合にあっては、一定の経過措置が設けられている。この場合に例外的に認められる脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の一例を以下に示す。

たばこ煙には粒子状成分とガス状成分が含まれることから、施設の管理権原者は、たばこ煙中の粉じん及びガス状物質を除去可能な性能を有することを確認する。また、脱煙装置の性能は使用に伴い処理能力が低下するため、継続的に性能確認試験を実施して評価を行うことが求められる。

1 性能確認試験の概要

(1) 測定頻度

- ① 脱煙機能付き喫煙ブースを新規に設置した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ② 脱煙機能付き喫煙ブースを変更した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ③ 基準に不適合の状態脱煙装置を稼動しないように、定期的に測定を実施すること。

脱煙装置のフィルター等は、使用頻度により交換時期が変わる。定期的に測定日を設けて測定を実施し、各設置場所におけるフィルター等の交換時期を把握すること。図1及び図2のように、設置直後の測定後は、概ね3ヶ月以内ごとに1回以上の間隔で測定をすること。ただし、性能が下がり、基準値付近となった場合は、測定間隔を概ね1ヶ月以内に1回以上とし、基準を満たした状態でフィルター等を交換すること。フィルター等を交換した場合は、性能を確認するための測定を行うこと。

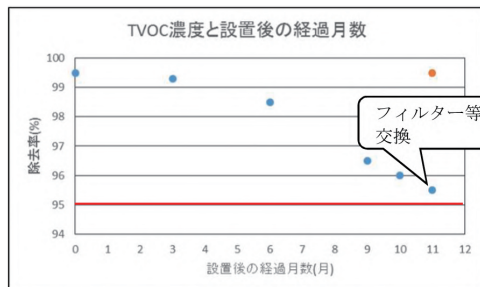


図1 フィルター等交換のイメージ①

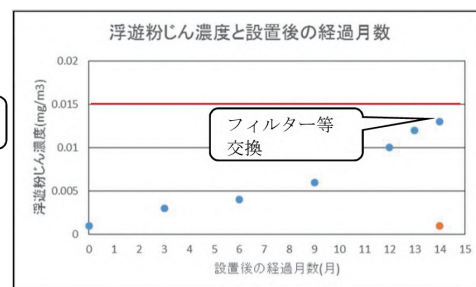


図2 フィルター等交換のイメージ②

- ④ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。



[参考] 脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

(2) 測定機器

① 喫煙専用室等に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。

② TVOC(総揮発性有機化合物)濃度

分解能 1 ppb以上を有する携行型揮発性有機化合物モニターを使用すること。

③ 浮遊粉じん濃度

公的機関により校正された相対濃度計（デジタル粉じん計）を用いること。
なお、相対濃度計を用いた場合は、下記通達の別紙2表1で示された質量濃度変換係数を用いて濃度に換算すること。

通達名：労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙対策について（平成27年5月15日付 基安発0515第1号）

注意） 通達は最新のものを確認すること。また、通知別添の表中にない型の機器を使用する場合は、個別にお問い合わせ下さい。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙（例）に従い記録すること。記録は3年間保存することが望ましい。



[参考] 脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

2 測定の方法

(1) 基準値

- ① 喫煙専用室等に向かう気流：開口面の全ての測定点で0.2 m/s以上
喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。
- ② TVOC濃度：除去率が95%以上であること
除去率計算式：
$$\frac{\{1 - (\text{排出口濃度} - \text{排出口バックグラウンド濃度}(\ast)) / (\text{吸入口濃度} - \text{吸入口バックグラウンド濃度}(\ast))\} \times 100$$

※バックグラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。
- ③ 浮遊粉じん濃度：排出口濃度で0.015mg/m³以下

(2) 測定方法

① 測定地点（場所）

ア 喫煙専用室等に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

イ TVOC濃度

脱煙装置の吸入口付近及び排出口付近を測定点とする。なお、バックグラウンド値として、たばこに火をつける前の吸入口付近及び排出口付近においても測定する。

ウ 浮遊粉じん濃度

脱煙装置の排出口付近を測定点とする。

② 測定条件

測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させること。

ア 喫煙専用室等に向かう気流

測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うこと。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

イ TVOC濃度

1測定点における測定時間は10分間以上とすること。測定時間が10分の場合、1分間隔で10個の測定結果をとり、その算術平均値の値を測定結果とする。各測定点における測定時間は同一とすること。

喫煙専用室等における定員2倍量の着火したたばこ（例：写真1）から副流煙を発生させて、吸入口及び排出口で測定する。たばこが燃え尽きる前に交換し、喫煙専用室等の定員2倍量の着火したたばこの本数を維持すること。



[参考] 脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例



写真1：着火したたばこを並べた様子

ウ 浮遊粉じん濃度

排出口における測定時間は、10分以上とすること。排出口における排気の気流の向きに注意して、測定機器を設置すること。

たばこの副流煙の発生方法は、TVOC濃度と同様の方法とし、たばこの本数は喫煙専用室等の定員2倍量を維持すること。

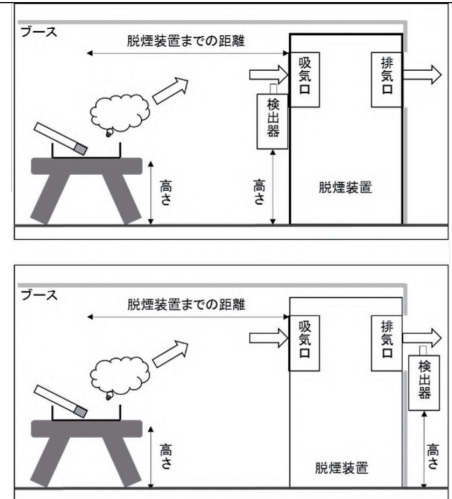
備考

- (1) 同一の喫煙専用室等の測定においては、1台の携行型揮発性有機化合物モニターを用いて全測定点を測定し、バックグラウンド値や排出口等の低い濃度と思われる測定点から測定することが望ましい。
- (2) 携行型揮発性有機化合物モニターの測定値が、ゼロ付近まで下がらなくなったときは、活性炭チューブをつける等して、清浄な空気を10分以上流し続けてから、ゼロ点較正を行うこと。標準ガスによる較正は半年以内に1回以上行うこと。



[参考] 脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

3. 測定場所の概略図（たばこ煙、測定機器、脱煙装置の位置関係等）



イメージ図

※ TVOC及び粉じんについては、図中にたばこ煙の発生場所、測定機器の設置場所及び脱煙装置（吸入口及び排出口）の位置関係（高さ・距離）を記載すること。また空気調和設備を使用している場合は、喫煙専用室等の室内の排気方向を矢印で示すこと。

※ 参照：厚労省 HP



[参考] 脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

4. 測定結果

(1) 喫煙専用室等に向かう気流の測定結果

測定点	1回目	2回目	3回目	平均値
上部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
中央部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
下部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s

(2) TVOC（総揮発性有機化合物）の測定結果

測定回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
排出口 バッググラウンド(a)					
吸入口 バッググラウンド(b)					
排出口(c)					
吸入口(d)					

測定回数	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	平均値
排出口 バッググラウンド※(a)						
吸入口 バッググラウンド※(b)						
排出口(c)						
吸入口(d)						

※バッググラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。

除去率 (%) 計算式 = $\{1 - (c - a) / (d - b)\} \times 100$

除去率 (%) : _____ %

(3) 浮遊粉じんの測定結果

測定場所	測定結果
排出口付近	mg/m ³

5. 備考



[参考] 受動喫煙防止対策助成金

[令和元年度版]

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されます。
職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業種	常時雇用する労働者数 ^{※1}	資本金または出資の総額 ^{※1}
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		


助成の対象となる措置

①	喫煙専用室の設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ×
②	加熱式たばこ専用喫煙室・シガーバーなどの設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・労働者が受動喫煙を受けないよう対策を講じること ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ○
③	屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修	・喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと	飲食等 ×
④	換気装置などの設置・改修(既存特定飲食提供施設のみ)	・粉じん濃度が0.15 mg/m ³ 以下、または必要換気量が70.3 × (席数) m ³ /時間以上	飲食等 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～④の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 飲食店を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置^{※2}を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～④のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。
- ・飲食店への助成率は**今年度特別に2/3に引き上げています**。この機会にぜひ、ご利用ください。

 厚生労働省・都道府県労働局



[参考] 受動喫煙防止対策助成金

申請手続の流れ



※4 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。助成金の交付要綱、交付要領、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ 偽りやその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、**助成金の返還を求められます**。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ▶ 受付は原則申請順とし、**申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定**です。お早めにお申し込みください。



[参考] 受動喫煙防止対策助成金

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器の貸出しを行っています。

利用はすべて無料です。ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います（必要に応じて実地指導も実施）。
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の方がご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

◆測定機器の貸出し業務

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸出しを行います。 **機器の往復の送料も無料です。予約はお早めに！！**
- ② 必要に応じて、測定方法の説明も行います。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の環境測定にもご利用いただけます。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-36014/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

この助成金の申請窓口 → **雇用環境・均等部企画課**または**雇用環境・均等室**
喫煙室等に関する技術的な事項など → **労働基準部健康課**または**健康安全課**



[参考] 受動喫煙防止対策助成金

留意事項

この助成金の受給にあたっては、**喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要**です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/㎡
②加熱式たばこ専用喫煙室などの設置・改修	
③屋外喫煙所の設置・改修	
③換気装置の設置など	40万円/㎡

例) 飲食店以外の事業場で3㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円/㎡=180万円まで(助成額にして90万円まで)しか認められません。

交付申請に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書*
2	受動喫煙の防止に係る事業計画*
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類*
4	措置を講じる場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し(2業者以上必要)
9	事業開始の特例に係る申請書(交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ)
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書*
2	受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書*
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し(複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関する領収書、経費についての内訳の写し、領収書の金額が正しいことを証する書面(振込明細書など)
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類



[参考] 従業員に対する受動喫煙対策

健康増進法の一部を改正する法律(H30.7.25公布)審議時資料

資料No.3-2

従業員に対する受動喫煙対策について

○ 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

⇒職業安定法施行規則において規定（2020年4月1日施行）

（参考）ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

1

労働条件等明示事項に追加する内容（受動喫煙防止措置に関する事項）

◎ 職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（労働条件等の明示）

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 求人者は求人者の申込みにより公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者（供給される労働者を雇用する場合に限る。）は、それぞれ、求人者の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下この項において「従事すべき業務の内容等」という。）を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。

4 前三項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならない。

◎ 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）（抄）

（法第五条の三に関する事項）

第四条の二 （略）

2 （略）

3 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする者に限るものとする。

一 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項

二 労働契約の期間に関する事項

二の二 試みの使用期間に関する事項

三 就業の場所に関する事項

四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

五 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険の適用に関する事項

七 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

八 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨

九 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

4～8 （略）

公布日 令和元年5月10日

施行期日 令和2年4月1日

3



[参考] 従業員に対する受動喫煙対策

労働条件等明示の例①(受動喫煙防止措置に関する事項)

○ 就業場所の類型に応じて、下記の職業安定法上の労働条件明示例を参考にして、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項の明示を行うこととする。
 ※ 募集・求人申込みの段階で複数の場所が就業場所として特定されているときは、それぞれ明示を行う。

就業場所	健康増進法上の規定			職業安定法上の労働条件明示例(注1)
	類型	受動喫煙防止措置	標識掲示	
官庁 学校 病院等	第一種施設	敷地内禁煙	なし	敷地内禁煙
		屋外喫煙場所設置	〈喫煙場所を設置した場合〉 喫煙場所に標識を掲示	敷地内禁煙 (喫煙場所あり)
事業所 ホテル・旅館 飲食店等	第二種施設(注2)	屋内禁煙	なし	屋内禁煙
		喫煙専用室設置	〈喫煙室を設置した場合〉 ①施設の主要な出入口 ②喫煙室の出入口 に標識を掲示	屋内原則禁煙 (喫煙室あり)
		適用除外 (宿泊室内等)	なし	屋内原則禁煙 (喫煙可の宿泊室あり) ※宿泊室も禁煙としているときは、括弧内は不記載
バー スナック たばこ販売店等	喫煙目的施設	特になし (喫煙可)	施設の主要な出入口に 標識を掲示	屋内喫煙可
		喫煙目的室設置	〈喫煙室を設置した場合〉 ①施設の主要な出入口 ②喫煙室の出入口 に標識を掲示	屋内喫煙可 (喫煙室内に限る)

(注1) 記載は例であり、事実に基づいて他の情報を記載することは可能。
 (注2) 既存特定飲食提供施設については、喫煙目的施設と同様の対応が想定される。
 (注3) 派遣の場合は派遣先の状況を明示することとする。

4

労働条件等明示の例②(受動喫煙防止措置に関する事項)

就業場所	健康増進法上の規定			職業安定法上の労働条件明示
	類型	受動喫煙防止措置	標識掲示	
バス 飛行機 電車 船舶	旅客運送事業自動車 旅客運送事業航空機	屋内禁煙	なし	屋内禁煙
	旅客運送事業鉄道等車両 旅客運送事業船舶	喫煙専用室設置	〈喫煙室を設置した場合〉 ①施設の主要な出入口 ②喫煙室の出入口 に標識を掲示	屋内原則禁煙 (喫煙室あり)
		適用除外 (船室等)	なし	屋内原則禁煙 (喫煙可の船室あり)
屋外 (第一種施設の敷地内は除く)		(義務なし)		屋外

5



[参考] 受動喫煙対策に関する問合せ先

■ 受動喫煙対策に関して

厚生労働省 受動喫煙対策に関わるコールセンター

03-5539-0303 (受付時間 9:30 ~ 18:15 (土日・祝日は除く))

■ 助成金に関して

所轄の都道府県労働局

助成金の申請窓口：雇用環境・均等部企画課 (又は雇用環境・均等室)

喫煙室等に関する技術的な事項など：労働基準部健康安全課 (又は健康課)

都道府県労働局連絡先一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011(709)2311(代)(健)
青森労働局	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4113
岩手労働局	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3007
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022(299)8839
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018(862)6683
山形労働局	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023(624)8223
福島労働局	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024(536)4603
茨城労働局	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6215
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9117
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027(210)5004
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー15F	048(600)6206
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4312
東京労働局	〒102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎13階	03(3512)1616(健)
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7353(健)
新潟労働局	〒950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3505
富山労働局	〒930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2731
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076(265)4424
福井労働局	〒910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776(22)2657
山梨労働局	〒400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2855
長野労働局	〒380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026(223)0554
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	058(245)8103
静岡労働局	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054(254)6314
愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0256(健)
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059(226)2107
滋賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6番6号	077(522)6650
京都労働局	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3216
大阪労働局	〒540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F	06(6949)6500(健)
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	078(367)9153(健)
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0205
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1151
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857(29)1704
島根労働局	〒690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852(31)1157
岡山労働局	〒700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(225)2013
広島労働局	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5F	082(221)9243
山口労働局	〒753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0373
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088(652)9164
香川労働局	〒760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087(811)8920
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F	089(935)5204
高知労働局	〒780-8548	高知市南金田1番39号	088(885)6023
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	092(411)4798(健)
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7176
長崎労働局	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0032
熊本労働局	〒860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096(355)3186
大分労働局	〒870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	097(536)3213
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985(38)8835
鹿児島労働局	〒892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099(223)8279
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3F	098(868)4402

受動喫煙防止対策助成金について、詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康安全課((健)とあるのは健康課)へお問い合わせください。



[参考] 改正健康増進法に係る政省令 抜粋

●日遊協 2019年2月26日発信

「改正健康増進法に係る政省令の公表について（速報）」

※以下、文書記載

厚生労働省により、改正健康増進法（2018年7月25日公布）に係る政省令が公表されました。については、本件の概要及び施行スケジュール等について、下記のとおりご報告いたします。

記

1、政省令のポイント

- 喫煙専用室、指定たばこ（加熱式）専用喫煙室ともに「境界風速 0.2m/秒」等の要件は同一です。
 - ▶指定たばこ（加熱式）専用喫煙室では、飲食・遊技等が可能
- フロア分煙について、政省令（案）では記載されていなかった「たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること」との記載があります。パブコメの回答では「壁や天井、扉で区画することを求める」と記載されており、扉の設置もフロア分煙の技術要件とされている可能性があります。
- 屋内排気型喫煙ブースは、管理権原者の責めに帰すことができない事由により技術基準を満たす喫煙場所を整備できない場合において、下記の要件を満たしたものについては設置が認められております。
 - ▶屋内排気型喫煙ブースの要件
 - ・揮発性有機化合物が95%以上除去できていること
 - ・排出される粉じん濃度が0.015mg/m³以下であること
- 詳細な運用細則が、QA集として追って示される見込みです。
 - ▶喫煙が出来る区域の面積割合等、現時点で決まっていないこと

2、今後の施行スケジュール

- 2019年7月1日：第一種施設（学校・病院・行政機関等）への規制適用
 - ▶原則敷地内禁煙（屋外喫煙所の設置可）
- 2020年4月1日：第二種施設（飲食店、宿泊施設、職場等）への規制適用（全面施行）
 - ▶原則屋内禁煙（喫煙専用室・指定たばこ専用室の設置可）
 - ▶既存の小規模飲食店では喫煙可能

3、参考資料

- ・健康増進法の一部を改正する法律についてのパブリックコメント結果
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000183790>
- ・健康増進法の一部を改正する法律の施行について健康局長通達
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190225H0020.pdf>



●日遊協 2019年4月26日発信

「改正健康増進法の施行に関する Q & A について」1/2P

※以下、文書記載

厚生労働省により、改正法の施行に関する事項について、改正健康増進法の施行に関するQ & Aが示されました。参考までに、ホールに関係の深いと思われる事項について事務局が抜粋したものを下記に記載します。

記

7-1-2

「壁・天井等によって区画されていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいか。

(答)

出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m/秒以上であれば必ずしも必要ではありませんが、その他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要です。

7-2-1

施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロアを分ければ喫煙が可能となるのか。

(答)

たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることが必要であることから、吹き抜けの階段があるような場合には対象となりません。

7-3-2

技術的基準の経過措置の対象となる「管理権原者の責めに帰することができない事由」とは具体的には何か。

(答)

建築物等の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合等です。



●日遊協 2019年4月26日発信

「改正健康増進法の施行に関する Q & A について」2/2P

※以下、文書記載

7-3-3

技術的基準の経過措置とは、具体的にはどのような内容か。

(答)

喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、原則の技術的基準(一般的基準)に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることを求めています。具体的には、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外(第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。)に排気されるものであることをいいます。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じてください。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。

8-2

標識は、必要事項を記載していれば、施設の管理権原者が独自に作成したものを掲示してもよいのか。

(答)

そのとおりです。

8-4

喫煙専用室等において、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置(7-3-3)を利用している場合、喫煙専用室設置施設等標識等にはどのようなことを記載すればよいか。

(答)

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置を利用していることがわかるよう、「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し(喫煙専用室等の)室外に排気している」旨を記載してください。

※なお、「加熱式たばこ専用喫煙室の面積割合」については、記載はございません。



[参考] 改正健康増進法の施行に関する Q&A 抜粋

●日遊協 2019年6月5日

「受動喫煙防止対策について厚労省への質問」

※以下、文書記載

6/5 問合せ

▼改正健康増進法施行に関するQ&A

7-3-2

管理権原者の責めに帰することが出来ない事由」についての質問

(問)

ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合の、多額の費用の基準はあるか？

(答)

多額の基準は事業規模や広さなどで違うので、具体的な数値や規定はない。
施工後、立入りがあった際に説明出来るよう、見積りは用意しておく必要がある。

(問)

ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了承が得られない場合の、証明方法で必要なものはあるか？
(文書など)

(答)

立入りがなければ、証明を必要とする場面はない。
説明責任は建物の所有者（ビルの持ち主）にあるので、管理権原者が建物の所有者に断られたと説明した場合、建物の所有者へ連絡が入る。ただ、以前に断られた時から所有者が変わっている場合もあるので、管理権原者の対応としては書面を残しておくことが望ましい。





パチンコホール

分煙環境整備マニュアル



発行日 2019.7.1

《編集・発行》

一般社団法人日本遊技関連事業協会
社会貢献・環境対策委員会（委員長：福地 光）
事務局担当：山本 健二・呉 哲雄
TEL 03-3553-4333